

令和元年（ワ）第21824号 国家賠償請求事件

原告 デニズ (DENIZ)

被告 国

## 原告第9準備書面

令和5年1月20日

東京地方裁判所民事第1部1係 御中

原告訴訟代理人弁護士 大 橋

同 弁護士 岡 本 翔



# 目 次

- 第1 立証責任の所在・立証の程度について …7p
  - 1 有形力行使・各種措置の立証責任が被告にあること …7p
  - 2 通達が存在 …7p
  - 3 立証の程度 …7p
  
- 第2 前提となる事実関係①：原告に対する睡眠薬交付拒否の指示 …8p
  - 1 はじめに（睡眠薬交付拒否が本訴訟の帰趨に影響を与えること） …8p
  - 2 クロルプロマジン処方維持されていたかどうか …8p
  - 3 クロルプロマジン処方維持されていた場合、パンセダンを交付できなかったかどうか …10p
  - 4 被告の消極的な主張立証 …11p
  - 5 小括 …11p
  
- 第3 前提とすべき事実関係②：入国警備官入室後における本件居室内のやりとり …12p
  - 1 はじめに …12p
  - 2 原告の供述及び被告の主張 …12p
    - (1) 原告の供述内容 …12p
    - (2) 被告の主張 …13p
  - 3 ビデオ映像との整合性について …14p
    - (1) 入国警備官の「足引っ張り」発言との整合性 …14p
    - (2) 本件暴行発言後の方針変更指示の不在 …15p
    - (3) 原告の悲鳴との整合性 …15p

- (4) 原告の周りを取り囲み、しゃがむ入国警備官のシルエットの存在 …17p
- (5) 小括 …17p
- 4 入国警備官 A の供述の評価 …17p
  - (1) 証人尋問における本件居室内での経過にかかる入国警備官 A の証言内容 …18p
  - (2) 虚偽供述の動機及び傾向の存在 …18 p
  - (3) 自己に不利な事実を隠匿する証言態度であったこと …22p
  - (4) 制止等措置に至る経過について、入国警備官 A 証言が映像と合致せず、不合理・不自然であること …22p
  - (5) 小括①：本件暴行発言前の有形力行使の存否に関する信用性 …24p
  - (6) 小括②：暴行の不存在（本件暴行発言・本件保護室の入国警備官 A 発言も踏まえて） …25p
- 5 本件看守責任者供述の信用性について …26p
  - (1) 本件看守責任者の証言内容（責任者尋問調書 1~4 頁） …26p
  - (2) 伝聞であること …27p
  - (3) 伝聞元が不明であること …27p
  - (4) 伝聞元になり得る入国警備官の候補者がいないこと …28p
  - (5) 小括（看守責任者の指示について） …30p
- 6 乙 10 号証等の調査・報告書類について …30p
  - (1) 乙 10 号証について …30p
  - (2) 乙 24 号証について …30p
  - (3) 乙 28 号証について …32p
  - (4) 乙 10 号証等の正確性に関する被告の弁解について …33p
- 7 小括 …34p

第 4 本件隔離措置・制止等措置の実力行使要件が欠如していること …35p

- 1 判断枠組み …35p
  - 2 原告が大声を出していたという点（制止等措置の根拠事由） …35p
  - 3 器物損壊の危険があったとの点（制止等措置の根拠事由） …36p
    - (1) 有形力行使開始時点で扉を蹴る行為は終了していたこと …36p
    - (2) 損壊の危険があるような行為ではなかったこと …36p
  - 4 原告が入国警備官Aの腹部を蹴る暴行に及んだとの点（制止等措置・隔離の根拠事由） …36p
    - (1) 腹部を蹴ったことが認定できない点 …37p
    - (2) 暴行には該当しないものであること …37p
  - 5 原告が帽子や識別票を奪取したとの点（制止等措置・隔離の根拠事由） …37p
    - (1) 奪取の事実が認定できない点 …37p
    - (2) 危険性を欠くこと …38p
  - 6 四肢に力を込めて抵抗（反抗）したとの点（制止等措置・隔離の根拠事由） …38p
    - (1) 危険な状態ではないこと …38p
    - (2) 理由を後付けした疑いがあること …38p
- 第5 本件連行の相当性欠如 …40p
- 1 判断枠組み …40p
  - 2 説得の意思がなかったこと …40p
    - (1) 職員の言動 …40p
    - (2) 被告の指摘について …40p
  - 3 四肢を掴んで、持ち上げる態様の連行は利益侵害の程度が甚だしいこと …40p
  - 4 小括 …41p

第6 本件隔離措置の相当性欠如 …41p

1 判断枠組み …41p

2 本件隔離措置の相当性欠如の詳細 …42p

(1) 本件隔離措置が利益侵害の甚だしい措置であること …42p

(2) 隔離が早期の段階で必要性を欠いていたこと …42p

3 隔離措置が安易に繰り返されていた実態があること …43p

(1) 本件隔離措置における看守責任者の判断過程の杜撰さ …43p

(2) 隔離措置が目的に反する形で日常的に行われていた疑いがあること  
…43p

(3) 原告に対して安易に隔離措置が繰り返されていたこと …43p

4 小括 …45p

第7 個々の有形力行使の違法性について …45p

1 後ろ手手錠をして多数入国警備官によって制圧し身体を自由を奪うことの違法性 …45p

(1) 前提事実の誤り …45p

(2) 原告による抵抗が存在せず、相当性がないこと …45p

(3) 入国警備官Aの誤った判断基準 …47p

(4) 手錠の使用態様等も相当性を欠くこと …48p

2 入国警備官Aが原告の顎下の痛点を親指で押した行為の違法性 …48p

(1) 行為の態様 …48p

(2) 法令の根拠の欠如 …52p

(3) 必要性の欠如 …53p

(4) 相当性の欠如 …53p

3 手錠鎖を引っ張り上げたうえで左肘を押さえつけた行為の違法性 …56p

(1) 行為態様 …56p

(2) 必要性の欠如 …57p

(3) 相当性の欠如 …58p

4 入国警備官 A が原告の後ろ手手錠された両手を上に挙げた行為の違法性  
…59p

(1) 行為態様 …59p

(2) 法令上の根拠の欠如 …61p

(3) 必要性の欠如 …62p

(4) 相当性の欠如 …64p

第 8 理由あり判定後の対応の違法性 …64p

1 緒論 …64p

2 再発防止のために必要な措置の欠如 …67p

(1) 再発の防止のために必要な措置の内容 …67p

(2) 事件態様の調査が不十分だったこと …68p

(3) 所長が不当と認めた行為 …68p

(4) 常習性の程度が把握されていないこと …69p

(5) 入国警備官 A の、不当性の認識の欠如と常習性 …69p

(6) 規範が示されていないこと …70p

(7) 小括 …71p

2 その他の必要な措置の欠如 …71p

第 9 後遺障害との因果関係 …72p

1 心的外傷 …72p

2 心的外傷後の障害 …72p

3 因果関係 …76p

## 第1 立証責任の所在・立証の程度について

### 1 有形力行使・各種措置の立証責任が被告にあること

本件について、国賠法上の違法性の有無を判断するにあたっては、入国警備官らの原告に対する有形力の行使や本件隔離措置が適法であること（要件を備えていること）の立証責任は、被告側にある（原告第8準備書面第3の2(2)、中央経済社『行政事件における要件事実と訴訟実務 - 実務の正当化根拠を求めて』河村浩 289頁参照）。個々の論点の検討は、このことを踏まえて行われるべきである。

### 2 通達の存在

入管は、平成17年時点で収容施設内の入国警備官による被収容者への有形力行使が特別公務員暴行陵虐致傷などの嫌疑で告発されたことを受けて、証拠保全のために「制止等措置等強制力を行使する際には、ビデオ撮影の励行及び事実発生後の速やかな報告書作成等、証拠保全に万全を期す」ことを指示する通達を出し、具体的な撮影及び管理方法も教示している（甲34、35）。

かかる通達に鑑みれば、有形力行使や、その場面で行われた被収容者の違法な抵抗や違反行為は、入管側によって客観証拠が残され保全されるべきであり、その客観証拠による立証を要求することは被告側の過度の立証の負担を課すものではない。

### 3 立証の程度

上記通達に鑑みれば、本件でも、居室内の状況を客観証拠として残すことが適切な業務であった。ところが本件では、ビデオカメラによる撮影が行われたものの、乙12③の冒頭に撮影された居室内の状況は、不明瞭な動画しか残されていない。そして、その原因は、居室内撮影時の露出調整にあったと被告は報告している（乙23）。乙12②を見る限り、カメラの露出を適切に調整していれば、居室内の状況について、もっと明瞭な動画を残すことは可能だったことが

見て取れる。

ところで、動画撮影時に、撮影者には、画面が暗くなっていることが分かったはずである。それなのに、露出の調整をしなかったことについて、被告からは何ら説明がなされていない。

客観証拠不存在の場合の責任を被告に負わせることは、公正なことと考えられる。したがって、上記1で述べた立証責任の所在は本件でも妥当し、かつ、被告に求めるべき立証の程度を軽減すべき事案でもない。

## 第2 前提となる事実関係①：原告に対する睡眠薬交付拒否の指示

### 1 はじめに（睡眠薬交付拒否が本訴訟の帰趨に影響を与えること）

本事件は、原告がパンセダン（常備薬である睡眠薬）を希望したのに交付されなかったことに抗議したことに端を発し、この抗議が処遇規則7条4号の違反行為（迷惑行為）に該当するとして制止等の措置が講じられている。同不交付の適否、原告の当該抗議の適否にかかわらず、原告に対する有形力行使や隔離措置は違法であることは後述するとおりである。だが、薬不交付の適否は抗議への制止等措置の必要性を左右し、かつ同制止等措置の必要性の有無は以後の諸措置の必要性にも影響するところがある。端的に言えば、薬が交付されていれば、原告は抗議もしなかったのである。

それなので、睡眠薬不交付措置が誤っていたことについて、述べておく。

### 2 クロルプロマジン処方維持されていたかどうか

- (1) 原告に対するクロルプロマジンの処方については、平成30年11月7日付診療録（乙11・2枚目）に記載があるが、同年12月4日付け診療録（乙11・5枚目）に、いったん「クロルプロマジン錠（12.5）12月5日就寝前から」と処方箋写しが添付されたうえ、さらに「12/4 処方のクロルプロマジン（12.5）2TKは本人が継続拒否旨本人述べている。」「クロルプロマジン中止（もともと投与拒否）」「向精神薬の自己中断はキケンだが仕方な



し」と書かれて、中止されている。

- (2) 被告は、原告に対するクロルプロマジンの処方が二種類（①1日1回、1回につき2錠、②1日1回不眠時就寝前、1回につき1錠）あることを前提に12月4日に処方が中止されたのは①のみであると主張している（被告準備書面(1)第3の3(1), (2)）。

しかし、上記診療録には、そのような限定なく「クロルプロマジン中止」という記載がされている。クロルプロマジンの処方自体が中止されたと読むことが当然である。

また、上記の診療録の「クロルプロマジン中止（もともと投与拒否）」という記載は、中止の理由が、当該継続処方への拒否だけでなく、すでに処方されていた分についても原告が拒否していたことを理由としたことを示すのだから、文脈上、すでに処方されていた分も含めて中止されたと解される。

さらに、「向精神薬の自己中断」と書かれているのだから、クロルプロマジン自体が中断されたことが明白である。

よって、クロルプロマジン処方 は 12月4日に中止されていた。

- (3) 医師が行う治療は、薬の処方を含め、原則として、強制治療ではない。それなので、患者が拒否する薬を、強制することはできない。上記の「クロルプロマジン中止」の判断は、原告によるクロルプロマジンの「継続拒否」「投与拒否」を理由とするのだから、一部であっても処方を維持する判断がなされるはずがないのである。

- (4) なお、平成30年12月11日の診療録には（乙11・6枚目）、「#不眠薬変更希望」「12/4より中止CP(12.5)2T」「精神科Dr診察は拒否」「安定剤ではなく睡眠薬がいいと主張」と記載され、またいったん「フルラゼパム(15)1C レポメプロマジン(15)1C」と書かれたうえ、これらが横線で消されて、「プロチゾラム フルラゼパム」が処方されている。そして、平成30年12月25日の診療録（乙11・8枚目で「プロチゾラム フルラゼ

パム 本人継続拒否」と記載されている。

つまり、向精神薬であるクロルプロマジンの処方中止後、これに代えて睡眠薬が処方され、さらにそれを原告が拒否し始めた経緯があった。これを踏まえれば、平成31年1月18日時点でクロルプロマジン処方を理由にして常備薬である睡眠薬の服用を拒否するなど、不合理なことが明白だった。

- (5) 上記のとおり、入国警備官らは、クロルプロマジンの処方が中止されていたことを見落としており、誤っていた。

乙第10号証3頁には、入国警備官らが、平成31年1月19日午前0時に薬剤師にパンセダン服用可否について確認したとの記載がある。同確認自体の記録は証拠提出されておらず、また医師に確認せず薬剤師に確認することは不自然であり、確認したことも疑いがある。

その点を措いて、仮に薬剤師に確認をしていたとしても、入国警備官らは、クロルプロマジンの処方がされているという誤った前提の上で説明をしたのだから、薬剤師の回答は不交付を正当化しない。

### 3 クロルプロマジン処方が維持されていた場合、パンセダンを交付できなかったかどうか

薬剤師の回答とされる記載は「1か月以上服用していなかったとしても、服用するしないにかかわらず、その睡眠導入剤を所持している場合、常備薬であるパンセダンを服用することはできない」となっている。

だが、原告自身がクロルプロマジンを所持していた事実は、証拠上認められない。薬の保管は入国警備官らが行っており、原告はクロルプロマジン投与を求めているのだから、原告が所持していたことはありえない。

また、仮に原告がクロルプロマジンを所持していたら、原告自身が薬を廃棄できたし、廃棄すれば問題は解決していただろう。

それなので、仮に薬剤師の回答に依拠したとしても、パンセダンの交付を拒否する必要はなかった。入国警備官は、原告が要求する通りパンセダンを交付

したうえで、万が一後日に原告がクロルプロマジン服用を求めたときにはこれを拒否することもできたし、パンセダンを交付したうえで翌日以降速やかに医師の指示を仰ぐこともできた。

それなので、いずれにしる原告に対しパンセダン交付を拒否する理由がなかった。

#### 4 被告の消極的な主張立証

かかる薬交付拒否の是非及びその前提事情たるクロルプロマジン処方維持の有無について、原告は本訴訟の初期段階から争っていた（原告第2準備書面第4の2(2)参照）。しかしながら、被告は、本事件前に作成された原告の診療録及び東日本センター職員が作成した報告書をもって処方維持の存在と交付拒否の妥当性を主張立証するのみである。すなわち、被告の主張が事実であればこれらの事実を主張立証するのにより確実であり、かつ、入手が容易である、処方に関わった医師に対する照会書面、当時確認したとされる薬剤師に対する照会書面などの証拠について何ら提出をしていない。これとは対照的に、被告が本事件当時の原告の挙動について本訴訟提起後に複数の職員から聴取をし、再現を実施し、これらを証拠化していたことからすると、本争点に関する被告の主張立証態度の消極性はより顕著と言える。

かかる被告の主張立証の態度は、クロルプロマジン処方維持の指示はされておらず、原告に睡眠薬を交付しなかったという対応が適切であったものと医師は捉えておらず、本事件における東日本センター職員の対応に誤りがあったことを示している。

#### 5 小括

以上のとおり、原告は、理由なくパンセダン交付を拒否されたものである。原告による抗議には理由があった。そして、原告にパンセダンが交付されていたら原告が抗議することもなく、抗議に対する制止も必要がなかった。

### 第3 前提とすべき事実関係②：入国警備官入室後における本件居室内のやりとり

#### 1 はじめに

本件居室扉が開錠され、入国警備官らが入室した後の経過は、原告が違法と主張する一連の有形力行使が開始された場面であるが、原告による暴行の有無を含め、当事者間で大きな争いがあるうえ、客観証拠である明瞭な映像がない。そこで、次に、原告の主張が証拠上裏付けられるとともに、被告の主張は証拠と整合せず、かつ、被告が証拠とする入国警備官A供述、本件看守責任者供述、及び各報告書類が信用性を欠く、又は被告が主張するような事実を認定させるに足るものではないことを述べる。

#### 2 原告の供述及び被告の主張

##### (1) 原告の供述内容

原告が供述する本件居室内における経過は以下のとおりである。

ア ある入国警備官が本件居室扉を解錠し、原告に対し、再び希望する薬が交付できないこと、交付ができない理由は別室で説明する旨を述べた。これに対し、原告が本件居室で説明できない理由を複数回質問しても、入国警備官らは「ここでは何も説明できません」という趣旨の発言をして、原告の質問への回答を拒絶した（原告尋問調書12頁）。入国警備官らは原告の目の前に来て、襲い掛かれるように感じた原告は後ずさりした（同10頁）。

イ そのようなやりとりをしている途中、入国警備官Aを含む5名の入国警備官が本件居室に入室し、複数の入国警備官が原告に別の部屋へ移動するよう指示し続けた。

そして、入国警備官Aを含む複数の入国警備官が原告の身体に接触を開始した。具体的には、入国警備官Aは原告の手首をつかみ、手のひら側に可動域を超えるような形で手首を曲げ、原告に痛みを与えた。この時、入

国警備官Aとは別の入国警備官が原告の肩を押さえつけ、原告の動きを押さえつけていた（甲15、原告尋問調書12~14頁）。

また、入国警備官Aは、床（マットレス上）に押し倒し、あおむけ状態になった原告のおへそよりやや上の部分（正確な部分は通訳人のトルコ語能力の限界から言語化できなかった（原告尋問調書14、15頁））に膝をつく形で原告の身体の上に乗し、体重をかけて押さえつけた。この時、入国警備官A以外の2名の入国警備官が、それぞれ原告の肩と足を掴み、原告の動きを押さえつけていた（原告尋問調書14~16頁）。

ウ 入国警備官らが上記イの一連の動作をした後、入国警備官Aは「暴行」と発声した（以下「本件暴行発言」という。）。そして、入国警備官Aを含む5名の入国警備官が原告の両腕・両足・頭部を掴み、持ち上げ、本件居室から別の部屋に移動させた（原告尋問調書16頁）

エ 上記の間、原告が入国警備官の腹部を蹴る、帽子や識別票を奪取するといった行為には及んだ事実はない（原告尋問調書3頁）。（少なくとも、故意にかかる行為に及んでいない。）

## (2) 被告の主張

これに対して、被告が主張する本件居室内における経緯は次のとおりと認められる。

ア 入国警備官らは、本件居室の扉を解錠し、原告に対して処遇室まで来るよう指示したが、原告は大声を発するなどして従わなかった。このため、入国警備官Aを含む入国警備官ら5名は本件居室に入室し、入国警備官Aともう一人が原告の両腕を抱えて処遇室に連行しようとしたところ、原告が四肢に力を入れるなどして激しく抵抗した。そして、原告は足をばたつかせて入国警備官Aの腹部を蹴った。その際、入国警備官Aは腹部を蹴られたことを受けて「暴行」と発声した。また、原告は入国警備官の着衣を掴むなどの有形力を行使して入国警備官Aの識別票やBの帽子を奪取して

投げ捨てる行為に及んだ。

イ これらの原告の行為を受けて、入国警備官 A は原告の右手首を把持して固定した。その後、入国警備官らは原告の身体を壁から離し、頭部を居室扉方向に向け、仰向けの体勢にした後、5名で分担して原告の頭部、両腕、両足を垢変えて持ち上げ、本件居室から連れ出し、本件処遇室へ移動させた（被告準備書面(1)第3の2(8)(9)、同準備書面(3)第3の1(4)ア、被告準備書面(5)第1の2(2)、被告準備書面(6)第2の3を参照）。

ウ また、上記アの原告の行為を受けて、本件隔離措置をとることが決定された。この点、被告の主張上、本件隔離措置を決定した入国警備官は明確に特定されていないようにも見受けられるが、乙 10 号証に本件看守責任者が決定したとの記載があること、これに基づいて原告が本件看守責任者は決定をするに足る事情を把握していない旨を指摘したところ、事情を十分に把握している旨の反論をしていたこと（被告準備書面(5)18 頁参照）からすると、本件看守責任者が決定をしたと主張しているものと解される。

### 3 ビデオ映像との整合性について

まず、被告の主張が、ビデオ映像とが整合するかどうかを検討する。

#### (1) 入国警備官の「足引っ張り」発言との整合性

入国警備官（Aとみられる）は本件居室内で「足引っ張り。足引っ張り。足だけでいいから。足から引っ張って。」と発言している（乙 12③【0:33 頃】）。

この発言は、同発言の時点で入国警備官らが原告の腕のみならず足を掴む行為を開始していたことを示唆するものである。かかる発言が本件暴行発言より 73 秒ほど前にされている。そして、甲 32 を見ると、「足引っ張り」という発言の前に、立っている入国警備官のシルエットが見えるところ、同発言と同時にしゃがんだことが識別でき、同発言に従って入国警備官が原告の足をつかんだことが推認できる。これら動画は、本件暴行発言前の時点で足

を掴まれたことを含む諸々の有形力行使を受けたとする原告の主張と整合する。他方、本件暴行発言前の有形力行使は両腕を抱えるというものとどまっていたとの被告主張と矛盾する。

## (2) 本件暴行発言後の方針変更指示の不在

本件暴行発言後、本件居室にいた入国警備官が有形力行使の態様について四肢を掴むという方針に変更することを指示、周知するような発言は、動画の音声に認められない。他方、本件暴行発言の1分10秒以上前には、上記の「足引っ張れ」のほかに、「そっち」（乙12③【1:05頃】）「右に回って」（乙12③【1:35頃】）などの指示を行い、連携をとる入国警備官らの発言がある。

これらの発言と順序からすると、四肢を掴むという方針が選択されたのは原告の供述どおり本件暴行発言前とみるのが自然であり、本件暴行発言後に方針転換がされたとする被告主張とは整合しない。

なお、入国警備官Aは本件居室に入室した際に手袋を装着していなかった理由について「最初から制止、制圧をするつもりではなかったから」と証言している（A尋問調書23頁）。この証言を前提とすると、暴行等の、方針変更を明示しない発言を合図にして四肢を掴むといった計画が事前になされていたとも認められない。

それなので、本件暴行発言後に方針選択がされたとは認められない。

## (3) 原告の悲鳴との整合性

ア 原告は、本件居室において、「痛い」と発声し、続いて「殺される」と連呼した（乙12③【1:15~1:20頃】）。

これらの発言は、原告が痛みを感じ、かつ、より恐怖を受けるような有形力行使されたことを示唆するものである。これらの発言も本件暴行発言前（26秒ほど前）のものである。この発言順序は、本件暴行発言以前から入国警備官Aに乗りかかられて膝で上半身を押さえられていた、手首

を極められたなどの行為で痛みを感じたという原告供述と整合する。他方、被告主張には、本件暴行発言前に原告に痛みを感じさせたり、より恐怖を感じさせるような有形力行使はないから、上記の発言とその順序は被告の主張と整合しないものとみるべきである。

イ さらに、原告の「痛い」との声はくぐもっている（なお、「殺される」との声も一部はくぐもっているように聞こえる）。

このようにくぐもることは、原告の顔近くが何かに遮られていることを示唆するものであり、入国警備官Aが原告を押し倒して上半身に乗り出していた、すなわち入国警備官Aが原告の顔の正面近くに陣取り、発声を遮るような形になっていたとみられる原告供述の状況と整合するものである。他方、入国警備官Aともうひとりの入国警備官が原告の両腕を抱えたという被告主張の態様では、このように声が遮られるということは説明できない。

ウ また、この「痛い」という発言直前には、「話さないって言ってんだろが」などと入国警備官（Aとみられる）がそれまでよりも大きな声を上げ、その直後に物音が生じている（乙12③【1:13~1:15頃】）。

この経過は、原告の態度にいら立った入国警備官Aが、本件暴行発言前の時点で、原告に痛みを与えるような、より強い有形力の行使を講じるようになった、その際に物音が生じたとみるのが自然であり、原告の供述を裏付けている。他方、被告の主張では、物音が生じたことの説明もみあたらない。

エ なお、「痛い」との部分の発言は上記のとおりやや不鮮明である。しかし、少なくとも原告がその直前まで話していた「なんで」「説明して」といった説明を求める趣旨の発言とは見られない。その直後に「殺される」と連呼していることや原告の声のトーンがそれまでと変わったことから見ても、この発言は「痛い」又はこれに類する言葉であったとみるのが合理



的である。

#### (4) 原告の周りを取り囲み、しゃがむ入国警備官のシルエットの存在

ア 本件暴行発言直前の時点で、すでに入国警備官AとB以外の複数名の入国警備官が本件居室に在室し、原告を取り囲み、しゃがんだり、身をかがめるような姿勢を取るシルエットが存在する（乙12②【6:38より手前】、③【1:48より手前】、甲32）。

これは本件暴行発言以前に四肢を掴むような有形力行使が開始され、少なくとも3人の入国警備官に身体を固定する有形力を受けていたとする原告供述と整合する。他方、両腕を抱えるに過ぎない有形力行使のみであったとする被告主張と整合しない。

イ この点について、2名を超える入国警備官がしゃがんだり、身をかがめていたことが原告への有形力行使以外の挙動であった可能性について検討しておく。前述のとおりシルエットの一人は「足引っ張れ」という言葉の直後にしゃがんでおり、これは上記発言に従った動作と認められる。また、入国警備官ら居室内における作業として、原告への有形力行使以外には、連行の障害になるような物を本件居室から運び出すことしか行われていないところ、少なくとも本件暴行発言よりも18秒ほど前（乙12②【6:20頃】）の時点から本件居室から物を運び出す作業はされていない。したがって、原告への有形力行使のためしゃがんでいたことが推認できる。

#### (5) 小括

よって、ビデオに認められる映像・音声の内容は原告供述と整合し、被告主張と整合しない、又は矛盾する。

### 4 入国警備官Aの供述の評価

入国警備官Aの供述は、以下のとおり信用性がなく、被告の主張を立証するものではない。

(1) 証人尋問における本件居室内での経過にかかる入国警備官Aの証言内容

入国警備官Aは、法廷で次の趣旨の証言をした。

ア 担当寮の副看守責任者が口頭で処遇室で話をしようと言おうと説得し、原告に移動を促した。しかし、原告は大声で叫び続けていた。そこで、入国警備官Aは、原告の腕を触って処遇室へ行くことを促した。この時、原告は出入口付近に座っていたため、入国警備官Aは原告の右腕を両腕で触った状態、少し前かがみになるような状態であった。原告がこれに応じなかったため、入国警備官Aは原告の右腕の上腕からひじにかけての部分で両腕をつかむようになった。

イ 原告はなおも連行に応じず、寝具の奥当たり、棚の下の部分に後ずさるようになった。これにより、入国警備官Aはより前かがみの姿勢になった（A尋問調書4頁）。

ウ その後、入国警備官Aは原告から腹部を一回蹴られた。これは「足の裏全体が押し付けられた感じ」「押し返された感じ」がするようなものであった。入国警備官Aは腹部に感じた感触が「足の裏全体だったので、偶然ではなく、原告が故意に蹴ったものと認識」した（同調書5頁）。

なお、入国警備官Aは識別票が奪取された場面を目的したわけではなく、いつ外れたかも認識していないが、「処遇室のときに勤務員から居室で落ちてたと言ってもらったので、返してもらったので、居室で落ちたんだというのは認識して」おり、また原告が意図的に奪取しなければ外れない構造であると考え、原告が意図的に奪取したものと推測した（同調書7~8頁）。

(2) 虚偽供述の動機及び傾向の存在

ア Aら入国警備官には原告が暴行や反抗を行ったとの虚偽・誇張の供述を行う動機があり、かつ、そのような虚偽・誇張報告を常習的に行っている疑いがあることは既に述べたとおりである（原告第5準備書面第2の1(7)

(8)参照)。加えて、次に述べる事情も、入国警備官Aが虚偽や誇張の供述を行う動機があること、及びこれを常習的に行っていたことを裏付けている。

イ まず、入国警備官Aが本事件でも強引としか評価しようがない「推測」により原告の暴行の存在を主張している点である。

(ア) 原告が入国警備官Aの腹部を故意に蹴ったというのは入国警備官Aの推測であると同人は供述しているところ、その供述が強引、不合理であることは後記(4)のとおりである。

(イ) また、識別票を奪取されたというのも、「プラスチック製のクリップで留め形式で、簡単に外れるものではない」という論理から導かれた推測に過ぎない。しかも、このようなクリップは識別票やクリップ部分に、上方向への圧力がかかれば容易に外れるものであり、この推測も論理性を甚だしく欠くものであり、極めて強引なものとみるべきである。

ウ 入国警備官Aが事件当日原告に金玉を握られたという供述を繰り返していることが挙げられる(乙12③【30:30】)。

(ア) 入国警備官Aは法廷においてこの行為がされたのは本件処遇室で「背中側から両腕を持ち上げてるとき」であったと供述しているが(A尋問調書48頁)、乙12号証30分30秒では「あなたはカメラ見えない時、キンタマ握ったよな」と告げ、カメラの撮影が開始されていない、又はカメラが近くでないタイミングのものであること、すなわち居室での出来事のように述べている。また事件当日の発言では、原告から先に暴行を受けたので有形力行使に及んだと入国警備官Aは主張し、そのひとつとして「キンタマ握ったよな」と発言をしていたのだから、本件居室での出来事として述べられていると解される。そうすると、本件処遇室における出来事だったという法廷証言と、供述が変遷している。

(イ) 処遇室における経緯の中で、原告が入国警備官Aの金玉を握るような

場面は映像上認められない（乙 12③）。

本件処遇室に連行されてすぐに原告は後ろ手に手錠を装着されている。手錠装着までの間（乙 12③【6:10 頃】）に入国警備官 A が「背中側から両腕を持ち上げてる」動作をした箇所はない。後ろ手に手錠をかけられた結果、原告の手の位置は腰下で固定され、手首の可動域も制限されており、手錠装着後に金玉を握る動作などできようもない。入国警備官 A は原告の両腕を上挙げて原告に苦痛を与えたが、その際には原告の両腕は入国警備官 A によって持ち上げられていたのだから金玉を握ることは不可能な位置関係だった。

さらに、入国警備官 A には、金玉を握られたのであればあるべき反応もない。金玉（金的）は人体の急所であり、握る動作により圧力が生じれば簡単に痛みが生じる。少なくとも防御反応（いわゆる「びくっと」驚くような反応）がされるのが通常である。しかし、本件処遇室における入国警備官 A にそのような反応はない。また、このような攻撃があれば、蹴られたとさせる時と同様に「暴行」という発声をするのが自然であるが、入国警備官 A がかかる発声をした事実もない。

(エ) したがって、金玉を握るなどという原告の行為は存在しない。入国警備官 A が本事件当日に「金玉握ったよな、これ暴力だよな」などと告げたのは（乙 12③【30:30 など】）、全くの捏造であるか、少なくとも局部に何らかの感触を受けたことを原告の暴行であるとしつけたものとみるのが合理的である。

さらには、事件当日、入国警備官 A は「原告が金玉を握った」ことを、自分を含む入国警備官らが原告に有形力行使をしたことの正当化事由としてこの発言をしたのだからかかる発言は、入国警備官 A が、自身の職務執行の正当化を図るために、虚偽又は誇張な報告を行う傾向にあることを基礎づけるものとみるべきである。

エ 本件連行途中で原告が眼鏡を手にとったことに関する供述も、入国警備官Aのかかる傾向を基礎づけるものとして挙げられる。

(ア) まず、原告が手に取った眼鏡は何ら破損しておらず、眼鏡を破損されたとの認識の下で行われた「器物損壊」という入国警備官Aの発声（A尋問調書47頁）は事実に基づかない。

また、破損を推測させるような事情は全くない。入国警備官Aは原告が「握りしめていたので眼鏡を壊された」と認識したなどと証言するが（同調書47頁）、このような推測もまた論理性を全く欠く。しかも、入国警備官Aが記憶のとおり再現されたとする乙28の写真40.41では、原告が眼鏡を握りしめておらず、つまむ形で再現がされており、入国警備官A自身の過去の供述と変遷している。

さらに、証人尋問において、入国警備官Aは当初は「眼鏡は凶器になるので、他の勤務人や私を含めて危害を加えるおそれがあるため『器物損壊』と発言しました」と証言しており（同調書9頁）、器物損壊と述べた理由自体も変わっている。したがって、握りしめていたから壊されたとの認識は尋問の場で考えた弁解である疑いすらある。

よって、この入国警備官Aの発声も、入国警備官A含む入国警備官が虚偽・誇張した報告を行っていたことを示唆している。

(イ) この点について、入国警備官Aは原告が眼鏡を握っていたことのみをもって原告が意図的に眼鏡を奪取したものであり、入国警備官らに対して危害を加える恐れがあるなどと判断したと供述している（同調書9頁）。しかし、この時の原告は、四肢と頭部をそれぞれ入国警備官が掴まれて持ち上げられている状態にあった。よって、意図して入国警備官の眼鏡を掴むことは困難である。

また、危害に用いる意思があるのであれば眼鏡を持っていることを隠すはずであり、「これ誰の」などと手に持っていることを周知させる発

言をするはずもない。このような消極事情を無視して、弾みで外れた原告の手元に落ちてきた可能性を一切考慮せずに上記のような推測を述べる入国警備官Aの供述は、入国警備官Aが論理的な思考・推測が全くできないか、又は自己の職務執行を正当化するために事実を捻じ曲げて報告する傾向にあることを示唆している。

オ 以上によれば、入国警備官、とくに入国警備官Aには、本件暴行発言前の有形力行使を偽って過少に申告したり、原告の暴行の存在を偽って供述を行う動機があり、かつ、自己の職務執行の正当化を図ることを目的とした虚偽又は誇張供述の動機がある。

### (3) 自己に不利な事実を隠匿する証言態度であったこと

ア 入国警備官Aは、法廷証言の際、本件暴行発言前に有形力を行使して原告の意に反して本件居室から連れ出そうとした旨を明確に証言することを避けようとしていた。すなわち、被告は、本件暴行発言前の時点で両腕を抱える、腕を引っ張るといった行為を開始した旨を主張しているものと見受けられる（乙 28）。そして、被告が「原告の手を触る、つかんで引っ張るなどして処遇室へ移動するよう促しましたね」と質問すると、入国警備官Aは「はい」とは証言している（A尋問調書3頁）。

しかし、自らは「両腕を抱える」、「引っ張る」といった言葉は証言では用いず、「任意の連行に応じない場合は原告の身体に触るなどして連行を促すように考えました」などと説明し（A尋問調書2頁）、反対尋問で「腕をつかんで連れていくことは違法ではないんですか」と質問されると、「あくまで原告の連行を促しただけ」であったなど、有形力の行使をしていない、原告の意思に反して連れ出す行動には及んでいないかのように証言している（原告尋問調書24頁）。

このような入国警備官Aの証言態度は、自己の有形力行使を真実より過少に述べるもので、その違法性が問われている場面で自己に不利に働く事

実を隠匿する傾向を示唆するものとみるべきである。

イ また、入国警備官Aは自己に不利な場面について、陳述書作成時点で画像や関係資料を確認しているのに（乙 43）、以下のとおり覚えていない、わからない、認識していないとの証言を繰り返している。

（ア）不服申出の結果「不当」と判断された原告の顎に指をねじ込む行為について、原告代理人が「やりすぎ」という言葉を原告が発していなかったか、入国警備官Aが「うるさいな」という発言をしなかったかと質問しても「覚えていない」と述べている（A尋問調書 37 頁）。

（イ）入国警備官Aが手錠の鎖部分をもって引っ張り上げた場面で自身が「痛い」と発言しなかったか質問されても、入国警備官Aは「覚えておりません」と述べている（A尋問調書 40 頁）

（ウ）入国警備官Aが原告の後ろ手にされた腕を締めあげた場面で、原告が「痛い。やめて」といった発言をしたか質問されると、「正確に覚えておりません」と回答を避け、次いで「痛い、やめて」という趣旨の発言をしたか問われると「覚えておりません」と述べた（A尋問調書 42 頁）

（エ）入国警備官Aは原告が「痛い」「殺される」などと悲鳴を上げ始めた場面についても、とくに原告が怖がっているとは認識しなかったと述べている（A尋問調書 27 頁）。

ウ さらに、本件居室における状況について「体をばたばた動かし激しい抵抗をしておりました」（A尋問調書 5 頁）などと証言しておきながら、その詳細を質問されると「処遇室からの映像を見ていただければわかると思います」と処遇室における状況であるように述べ（同 42 頁）、さらに確認を求められると、一般的に手足を動かさず状態のことを指す「ばたばた」との表現を「四肢を押さえた状態でなおも抵抗を続ける」などという常識に反する独自の用法を言い出し、さらに「原告が四肢に力を入れたのは、四肢に力を入れて動かそうとしたのか、動かさないようにしていたのか」と

質問されて、「原告ではないのでわかりません」と述べた。このように、法廷証言の中で内容を次第に後退させ、結局、到底「ばたばた動かし激しい抵抗」に当たらない証言に至っている（A尋問調書 42 頁）。

エ 以上によれば、入国警備官 A は証人尋問の場においてすらも、自身に不利な事実を隠匿する傾向を見せていたものといえ、かかる事情は本件暴行発言前の有形力行使はない、又は軽微であった、原告から暴行を受けたとの証言の信用性を減殺するものとみるべきである。

(4) 制止等措置に至る経過について、入国警備官 A 証言が映像と合致せず、不合理・不自然であること

ア 入国警備官 A は、腹部を蹴られた直後に「暴行」の発声を行い、これを受けて有形力を行使して原告の意思に反する連行（強制的な連行）を開始することとした、その発声前は、入国警備官 A が原告の両腕を掴んではいたが、別室への移動を促していたにすぎなかったものと供述している。

しかし、かかる供述は、上記 3 において被告主張について指摘したのと同様に、乙 12②、③の映像・音声と整合しない。

イ 入国警備官 A は、不服申し出を契機とする聴取では、入国警備官 A は当初は制圧の予定はなく、それゆえ手袋も装着していなかったなどと供述している（乙 18）。また、手錠の使用に関しても、原告の激しい抵抗があったことを理由に、居室において、使用やむなしと入国警備官 A 自身が判断した旨を証言している（A尋問調書 32, 33 頁）。しかし、上記 3 のとおり、本件暴行発言前から四肢をつかんで連行する行為が開始されたことが認められる。

また、手錠に関しても、入国警備官 A は連行後の現場で初めて「ワッパかけろ」と指示したところ、直ちに他の入国警備官が手錠を取り出しており、手錠の使用可能性を踏まえて事前に準備していたことが伺われる。しかも、手錠の種類等（乙 5）について具体的な指示はないが、第一種手錠



が選択されている。これらの経過からみれば、事前に手錠をかけることまで予定していたものとみるのが相当であり、入国警備官Aの供述は信用性がない。

なお、入国警備官Aは自身が手錠使用を判断した旨供述しているが、本件看守責任者は自身が手錠使用を指示した旨を供述しており、両者の供述には不一致がある（ただし、乙 12③には本件看守責任者の指示を共有する場面がないため、本件看守責任者の供述にも誤りがあると考えられる）。

(5) 小括①：本件暴行発言前の有形力行使の存否に関する信用性

以上によれば、入国警備官Aには本件暴行発言前の有形力行使の態様、程度について虚偽の供述を行う動機があり、また実際の証言態度も不誠実で、その供述はビデオ映像とも合致しないから、入国警備官A証言をもって、本件暴行発言前は両腕を掴んで処遇室への移動を促すだけだったとの証言の信用性は認められず、被告主張を裏付けるに足りないというべきである。

(6) 小括②：暴行の不存在（本件暴行発言・本件保護室の入国警備官A発言も踏まえて）

ア 被告は、入国警備官Aが本件暴行発言を行ったことや事件当日に入国警備官Aが本件保護室で原告に蹴られた旨の発言を含む入国警備官Aの供述によって、原告による暴行を立証しようとする主張するようにも見受けられる。

イ しかし、そもそも入国警備官Aの腹に原告の足が接触したという証言自体、信用性がない。

本件暴行発言より前の時点で、すでに原告を強制的に本件居室から連れ出すために、入国警備官A以外にも2人以上の入国警備官による有形力行使が開始されており、「足引っ張り」という指示に従って、入国警備官が原告の足を掴んだ。入国警備官Aは原告の腕をつかんでいたのだから、原告の足を掴んだのは入国警備官Aではない。よって、原告の足の先方向にいた入国警備官は入国警備官Aではないことが明白である。そして、入国

警備官によって足を掴まれていた原告が、入国警備官Aの腹を蹴ることが不可能であることも明白である。このように、原告の足の裏が入国警備官Aの腹に接触したという入国警備官Aの証言に信用性はなく、被告の主張を裏付けることはできない。

ウ また、仮に入国警備官Aの証言のとおり原告の足の裏が入国警備官Aの腹に接触したことがあったとしても、前述のとおり本件暴行発言以前に入国警備官Aを含む入国警備官らによる有形力行使が開始されていたことが認められるところ、このような状態の場合、入国警備官Aと原告の身体は密着した状態にあるのだから、原告の身体の部位どこかが故意なく入国警備官Aの腹部に触れることはありうる。入国警備官、とくに入国警備官Aには、自己の職務行為を正当化するために虚偽・誇張の供述を行う性格が見受けられることに照らすと、原告の身体が接触する感覚があったことに乗じて、入国警備官Aが自己の行為を正当化づけるために暴行との発言をし、それに沿うように暴行の具体的な態様を捏造したものとみるべきである。

腹部を蹴られたという入国警備官Aの推測が強引なものであることも、このような経過による捏造、虚偽供述であると解すれば、整合する。

エ また、入国警備官Aが原告の腕を離すことはなかったことからみて腹部に接触した時の足の動きは速いものでもないし、腹部を押す力も強くないものとみられる。これも原告が故意に蹴っていないことを基礎づける事情である。

オ よって、入国警備官Aの供述を踏まえても、同人が原告から蹴られる暴行を受けたとする被告主張は裏付けられないものというべきである。

## 5 本件看守責任者供述の信用性について

### (1) 本件看守責任者の証言内容（責任者尋問調書 1~4 頁）

本件看守責任者の法廷証言は、次のとおり要約できる。

ア 本件看守責任者は、原告の対応に当たる入国警備官に対し、原告が大声を出し続けて希望する薬の交付を求めることが予想されたため、騒ぎ続けるのであれば処遇室に出したうえで説明なり指導するように指示をした。これは当時が消灯後の夜間だったため大声を出されると、他の被収容者の迷惑になり、他の被収容者の安眠の妨害になり、騒擾にもなるとの考えからであった。

イ 上記指示後、本件看守責任者は、原告を処遇室まで移動させるのに時間がかかっているなど考えていた。そして、入国警備官が腹部を蹴られた、胸に着けている識別票を奪われて投げ捨てられた、帽子を取られて投げ捨てられたという報告を受け、原告を隔離するよう指示するとともに、戒具を使ってもよいと指示した。

ウ 本件看守責任者は本件処遇室に入って戒具をするところまでは確認していたが、隔離先になかなか移動しなかったため、早く隔離先に連れて行ってしかるべき措置を取りたい、直接言って指揮をとろうと考えて、現場に向かい、本件処遇室に臨場した。

## (2) 伝聞であること

上記のとおり、暴行に関する本件看守責任者の証言は入国警備官からの無線又は電話での報告に基づく伝聞である。しかし、本件看守責任者はその報告を行った入国警備官は確認していない旨を供述している（同尋問調書 10 頁）。

伝聞である以上、もともとの発言者の発言の信用性を吟味する前提を欠き、その者への反対尋問も不可能であって、元の発言の信用性を強く減殺する。

## (3) 伝聞元が不明であること

本件看守責任者は、電話をしたものが誰かについて、「看守勤務者なんですけど、誰っていうのは覚えていないんです。」（同尋問調書 9 頁）「当

時は副看守責任者ではないっていうふうな認識だったんですけども、  
当時もこれ誰だろうって。」(同尋問調書 10 頁) と、電話をした人物が当  
時から不明であったという証言をしているが、現場に臨場した人数は限  
定されているのだから、不可解・不合理な証言である。また、東日本セ  
ンターは本事件の再現のため関係した入国警備官らから事情聴取をして  
いるのだから(乙 28)、いまだに不明であるということは、真に電話があ  
ったのなら不合理である。

伝聞元が不明であることは、本件看守責任者が報告を受けたことが真  
実かどうか、及び聞いたという報告内容に関する供述の正確性に関する  
信用性を疑わせる。結局、本件看守責任者の供述の信用性を強く減殺す  
るものとみるべきである。

#### (4) 伝聞元になり得る入国警備官の候補者がいないこと

さらに、本件看守責任者が供述するとおりの報告がされたと仮定した場合、  
次に述べるとおり伝聞元となり得る入国警備官が存在しない。

ア 前提として乙 12③には本件暴行発言入国警備官 A はあるが、暴行の  
内容を情報共有する趣旨の入国警備官 A の発言は全くない。そうす  
ると、本件看守責任者に報告を行った者が存在したとすれば、その者は  
入国警備官 A が蹴られた、識別票を取られた、帽子を取られたという  
各暴行をすべて自ら目撃した人物ということになる。

イ 乙 12③の映像上、無線等の機器を通じて本件看守責任者に報告する  
声はない。そうすると、本件看守責任者に報告を行った者がいたとす  
れば、いったん本件居室から離れた入国警備官であることになる。

ウ 入国警備官 A の「暴行」発言前に本件居室に入室した入国警備官は  
5 名であり(乙 10、12②)、その構成は入国警備官 A、B、C、H 及び  
乙 10 の作成者であるとみられる(乙 10、乙 24)。これらの者はいずれ  
も原告の身体を掴んで本件連行を実施した者であり、当然、電話や無

線などを使用し、その場を離れて本件看守責任者に報告することはできない。

エ また本件居室外の者も候補者にはなりえない。乙 24 は本件居室内のやり取りを目撃した可能性のある人物を集め、聴取を行った結果を記載した報告書であるとみられる。ここで聴取を受けている本件居室外にいた入国警備官はE 1人であるが、同人は入国警備官Aが蹴られた場面について「居室の外にいたため…目撃していない」と述べている。「記憶が曖昧」と供述した旨が記載されている入国警備官がいることに照らすと、Eからの上記聴取内容は字義通り目撃していない記憶があるとみるのが合理的である。

また、本件居室外から本件居室内の様子を見ていたものとして、ハンディカメラの撮影を行っていた入国警備官がいるが、この者が本件看守責任者に連絡をしておらず、伝聞元でないことは動画から明白である。

乙 12②などからして、本件居室前に2名を超えて居室内を観察する人物はいないようにみられる。仮に本件居室扉近くに他の入国警備官がいたとしても、被告の主張・提出証拠によれば、各暴行当時、入国警備官Aは原告の右腕を掴むために屈み、別の入国警備官が入国警備官Aより出入口側に立って同様に左手を掴んでいたため、本件居室外の入国警備官から見ると入国警備官Aの腹部はこの別の入国警備官によって遮られて視認できない（少なくとも難しい）状態にあった。そうであるからこそ、Eも居室外にいたから目撃していないという供述をしたとみられる。したがって居室外の入国警備官が暴行を目撃し、本件看守責任者に報告した可能性はない。

オ 乙 28 の本件各暴行の存在について漠然としか供述できない状況である。本件各暴行の存在は本訴訟の重大な争点であるから、被告として

は、このような目撃をした職員が実在するのであれば、この職員を探し出し、その聴取を図り、報告書類として本訴訟の証拠として提出するはずである。しかし、被告はかかる証拠を提出していない。このような訴訟遂行の態度は、伝聞元となる職員など存在しないことを示している。

(5) 小括（看守責任者の指示について）

ア 以上によれば、入国警備官Aが腹部を蹴られたり、識別票を奪取されたという報告を受けて本件隔離措置を決定したとの本件看守責任者の証言は、虚偽であるか、又は同人が本件処遇室臨場後に聞いた入国警備官Aの発言（「蹴ったよな」などや事件後に作成された報告書類（乙10など）で得た情報と混同した可能性が高く（なお、乙10の1ページ目には本件看守責任者が押印したとみられる欄があり、同人が確認していることが窺われる。）、かかる報告を受けたとの本件看守責任者の証言の信用性は否定すべきである。

イ 以上を前提にすると、本件看守責任者の証言も、原告の暴行に関する被告の主張を裏付けるものではない。

6 乙10号証等の調査・報告書類について

(1) 乙10号証について

ア 乙10を作成した入国警備官は、本件訴訟提起後に実施された聴取では、各暴行のいずれについても「記憶が曖昧」であるなどとして、これらの場面を目撃した記憶がある旨を供述できていない（乙24）

イ 乙10作成者は、これらの各暴行を確認したから記載したはずであるなど供述し（乙24）、被告もそのように主張する。もっとも、識別票や帽子を奪取されたのを目撃したのであれば、被告の主張によればこれらは「暴行」なのであるから、「暴行」と発言してしかるべきであるが、本件暴行発言以外に、同作成者を含めて「暴行」とは誰も発生してい

ないことが乙 12③に明らかである。また、識別票の奪取も蹴られたというのも一瞬のことであるとみられ、暗い部屋で、悲鳴もなく、複数の入国警備官が出入りしている状況下であったことからすれば、これらすべての暴行を乙 10 号証作成者が現認したということ自体不自然である。

ウ そもそも、乙 10 作成者は本件居室にいたのであるから、少なくとも本件暴行発言前から A が入国警備官が両腕をかけるに留まらない痛みを与えるような有形力行使を開始していたこと（この点は、上記 3 から見ても認定できる。）は認識しているはずである。それにもかかわらず、本件暴行発言前は「両腕を抱えて処遇室へ連行しようとした」などとだけ報告書に記載していたことは、この作成者も A が入国警備官の本事件における違法な有形力行使を隠匿するのに加担していることを意味している。

乙 10 号証は事実と異なる記載が多数含まれているほか、作成者が後から把握した事情（例えば事案概要には作成者が臨場する前の事項が記載されている。また作成者が当時認識していない、本件看守責任者の指示があったことも記載されている。）も記載されていることに照らせば、同作成者が腹部を蹴られたことなどを指摘する本件保護室での入国警備官 A の発言を聞いてそれがあったものと捉えたり、入国警備官 A と口裏を合わせる、又は乙 10 号証作成に当たって入国警備官 A 等から聴取していると推認できる。

よって、入国警備官 A や看守責任者の供述の信用性が認められない以上、乙 10 号証の信用性も認められない。

エ なお、被告も、本証拠の正確性を欠くのがやむを得ないというのだから、被告の主張を裏付けるに足るものではない。

(2) 乙 24 号証について

ア 乙 24 号証は、居室における状況に関する入国警備官らの供述が記載された部分がある。

その記載からすると、入国警備官 A 以外の者は、いずれも各暴行を目撃していない、又は「記憶が曖昧」であるなどとして各暴行を目撃した旨を供述できていない。また入国警備官 A についても原告から蹴られたことしか供述しておらず、他の暴行の有無は供述できていない。

したがって、同証拠は入国警備官 A が受けたとされる各暴行の存在を立証するものではない。

イ むしろ、ここで入国警備官 A 以外の入国警備官が、入国警備官 A が腹部を蹴られたとの暴行について記憶にない、又は目撃していないと供述していたことは、その存在しなかったことを推定させるものとみるべきである。

ウ なお、入国警備官 A は、証人尋問前年に行われたはずの、職場である東日本センター（茨城県牛久市）から東京入国管理局（東京都港区）に出頭する形で受けた本証拠に関する聴取の実施すら、記憶にない旨供述している（A 尋問調書 19 頁）。これは乙 24 号証に虚偽が含まれているか、入国警備官 A の記憶の正確性又は証言の真摯性を強く疑わせる事情とみるべきである。

(3) 乙 28 号証について

ア 本証拠も、上記 2 で述べたのと同様に、乙 12③の映像や音声と合致しない。また、その順序について乙 10 号証と齟齬もある。

イ また、入国警備官 A は再現は正確にされたと供述するが（A 尋問調書 19 頁）、入国警備官 A への腹部への蹴りは、曲げた足を延ばしたところで入国警備官 A の腹部に当たるという態様で再現されている（写真 18, 19）。このような態様の場合、伸ばす動きに応じて威力が高まる



と考えられ、入国警備官Aが供述するような足の裏が接触して押し返される、痛みの記憶はないし、腕を掴む手を離すこともなかったという状況になるとは考え難い。(なお、原告が膝をゆっくり伸ばし、ある程度伸ばしたところで腹部に接触したと被告は主張するのもかもしれないが、そうであれば、もはや故意に蹴ったとは認められない。)

ウ そもそも、乙28号証は入国警備官Aと乙10の作成者2名の指示に基づいて再現されている。しかし、令和3年2月12日の時点で、入国警備官Aも乙10の作成者も識別票奪取や帽子奪取の記憶は曖昧であるなどとして目撃した旨を供述できていない(乙24)。乙28号証の作成日付は令和3年5月14日であり、乙24号証よりも後である。乙28号証の再現日とその作成日とそう遠くないものと考えられることからすると、乙28号証のための再現の当時の入国警備官Aも乙10作成者も、帽子や識別票奪取の記憶は有しているはずがなく、乙28は記憶に基づき真摯に再現されたものと認められない。

したがって、乙28に信用性はなく、その再現された通りの態様があったとは認定すべきでない。

#### (4) 乙10号証等の正確性に関する被告の弁解について

ア 被告は乙10号証の報告書等の事件直後に作成された書類は、迅速な記録化のために正確性が犠牲になっているかのように主張する(被告準備書面(8))。

しかし、有形力の行使の正当性を基礎づけるものであるから、映像と合致しない旨を原告が指摘した部分は、有形力行使の適法性との関係で核心部分であり、その不整合は有形力行使及び緊急隔離に至る経過の信用性を否定するものとみるべきである。

イ また、乙10号証は、職務執行が適正であったことを記録として保全する目的で作成されるものとみられる(甲32, 33)。この点からも、迅

速性のために不正確な内容のものが作成されることもあるという実態があるとは考え難い。

ウ さらに、乙 10 号証の作成後には、本件不服申出を原因とする調査が実施され、その後に本件訴訟の提起を原因とする調査も実施されている。そうすると、乙 10 号証の正確性は、被告入管内において、度重ねて検証されていたはずであり、そのうえで有形力行使や本件隔離措置が適法であることを基礎づける経過の証拠として、何ら内容に留保をすることなく乙 10 号証を提出しているのである。そして、被告が正確性が担保されていないなどと主張するに至ったのは、原告が映像との不整合を指摘した後に提出された令和 4 年 3 月 10 日付準備書面(8)からである。

以上に鑑みれば、入管内の調査でも入国警備官らは乙 10 に沿うものの、映像には合致しない供述を繰り返していたものとみるのが合理的であり、その供述に変遷があったことを推認すべきである。

## 7 小括

- (1) 以上によれば、証拠上、被告の主張するような経過は、本件暴行発言前までは両腕を抱える程度の有形力行使しか意図していなかったことも、原告による各暴行の存在も含めて認定することはできない。映像との整合性から見て、原告の主張のとおり、四肢を掴むことを目的として、入国警備官 A が手首を固定したり、原告の上半身に膝から乗り上げて押さえつけるなどの有形力の行使は本件暴行発言前から開始されていたという事実経過が認定されるべきである。
- (2) また、上記のとおり本件看守責任者が入国警備官 A が腹部を蹴られたなどの報告を受けたとは認定できないこと、本件看守責任者の臨場前に原告の制圧を行う職員らに緊急隔離の指示を伝える発言が認められないこと（乙 12 ③）に照らすと、本件隔離措置は本件看守責任者が本件処遇室に臨場し、隔

離する旨を告げることで初めて現場の入国警備官らに共有され、開始されたものと認定すべきある。

したがって、それまでの有形力行使は本件隔離措置ではなく、処遇規則17条の2の制止等の措置のとしてのみとらえられ、根拠事由の有無が検討されるべきものとみるべきである。

#### **第4 本件隔離措置・制止等措置の実力行使要件が欠如していること**

##### **1 判断枠組み**

制止等措置や隔離措置のような権力的事実行為に関しては、実力行使の要件（法令で定められた根拠事由）が形式的に具備される必要があることはもちろん、そのみでは足りず、実力行使をしてでも解消すべき危険が発生しているかという観点から厳格な解釈がされるべきである（原告第2準備書面第3の2、同第3準備書面第1の2、3参照）。

##### **2 原告が大声を出していたという点（制止等措置の根拠事由）**

被収容者が抗議を目的に声を上げることについては、手段が著しく相当性を欠くものである場合を除き、制止等の対象となる迷惑行為（違反行為）に該当しないものとみるべきである（原告第2準備書面第4の2(2)参照）。

上記第2のとおり、医師が処方薬を禁じる指示をしていたとの理由で薬を交付しなかった入国警備官の対応には誤りがあり、居室内における原告の抗議は正当なものであった。

したがって、原告の声が多少大きいもの、継続的なものであったとしても、それは入国警備官の誤りに起因するものであり、それが正されれば抗議もしなかったのだから、形式的にも処遇規則7条1項4号に定める迷惑行為に該当しないものとみるべきであり、仮に該当するとされる場合にも実質的危険性がなかった。

### 3 器物損壊の危険があったとの点（制止等措置の根拠事由）

#### (1) 有形力行使開始時点で扉を蹴る行為は終了していたこと

原告が本件居室扉を蹴ったのは、Aら入国警備官が入室する30分以上前のことであった。しかも、その間に原告は声を上げるのもやめ、入国警備官も原告が23時58分の時点で「徐々に落ち着きを取り戻した」、とされ（乙10）、原告の抗議は終了し、このような行為は繰り返されないものと認識していた（原告第2準備書面第4の2(1)参照）。

したがって、入国警備官らによる有形力行使開始時点では、器物損壊を「しようとする場合」（処遇規則17条の2）に該当する状況も、これを「企てる」（処遇規則18条1項本文）と評価できる状況もなかった。要件は形式的にも存在しなかった。

#### (2) 損壊の危険があるような行為ではなかったこと

原告が本件居室扉を蹴ったのは一回に過ぎず、扉は損壊していない。この程度の行為によって逃走防止用に相当程度強固である鉄製の本件居室扉が破損されることはありえない。

しかも、これは入国警備官の注意をひくために行ったもので、入国警備官が集まった以上、原告としても繰り返し扉を蹴る動機はなく、現に行っていない。入国警備官も、本件扉を蹴らないよう指導、説諭を続けるようなところは見受けられず、原告が繰り返し扉を蹴る恐れがあると捉えていたものとはうかがわれない。

したがって、原告の行為は損壊の結果を発生させていないし、その発生の恐れがあるような事情もないのであるから、実質的危険性がなく、制止等措置や隔離措置の要件に該当するものではない。

### 4 原告が入国警備官Aの腹部を蹴る暴行に及んだとの点（制止等措置・隔離の

## 根拠事由)

### (1) 腹部を蹴ったことが認定できない点

上記第3で述べたとおり、原告が入国警備官Aの腹部を蹴ったこと（①原告の足の裏が入国警備官Aの腹部に接触したこと、②仮に接触したとしてこれが故意に蹴ったものであったこと）はいずれも認定できず、形式的要件を欠いた。

### (2) 暴行には該当しないものであること

ア 仮に被告が主張するような行為が故意にされたとしても、原告の行為は入国警備官Aの腹部を足の裏で押し返すというもので、痛みも勢いもなかったことからして、入国警備官Aの身体に何らの危険を及ぼすものなかった。

イ とくに、Aら入国警備官が原告の四肢を掴むなどの強い有形力の行使が本件暴行発言前から開始されていたものと認定できる場合、原告が入国警備官Aの腹部を押し返す前の時点で違法な職務執行が開始されていたということになる。その場合、原告の行為は入国警備官Aらの違法な有形力行使を回避するために行った最低限の防御行為と評価でき、正当なものである。

ウ したがって、腹部を足で押し返したなどという事実が存在するとしても制止・除去を必要とする危険な行為である制止等措置の事由、隔離事由には該当しない。

## 5 原告が帽子や識別票を奪取したとの点（制止等措置・隔離の根拠事由）

### (1) 奪取の事実が認定できない点

上記第3で述べたとおり、原告による奪取の事実、すなわち①原告の身体が接触したことにより外れたこと、②これが原告の意図的なものであることのいずれも認定できない。仮に①の事実が認定できるとしても、識別票はプラスチック製のクリップで留められているにすぎないものであり、帽子ともに簡単に外れるものであった。したがって、原告の身体と接触して外れたと

しても、それが外す意図的を持ってされたものであるとは認定できず、形式的にも要件を欠く。

## (2) 危険性を欠くこと

仮に奪取の事実が認定できるとしても、隔離措置の根拠となる「暴行」には当たらない。すなわち、「暴行」とは一般的に身体に対する不法な有形力行使を指すところ、帽子や識別票奪取のみではこれに該当しない。

また、入国警備官Aは識別票を奪取されたこと自体認識しておらず、またBも帽子を取られた記憶は曖昧なものであることからして(乙24)、咄嗟にされた軽微な行為に過ぎないとみられ、制止等や隔離を必要とするような危険な行為であったとは認められない。

したがって、仮にこれらの奪取の事実が存在するとしても制止・除去を必要とする危険な行為である制止等措置の事由、隔離事由には該当しない。

## 6 四肢に力を込めて抵抗(反抗)したとの点(制止等措置・隔離の根拠事由)

### (1) 危険な状態ではないこと

四肢に力を籠めるといのが四肢を丸めようとする、じっと動かないようにするといったものであるならば、それは恐怖心や痛みなどから自然と生じる防御反応に過ぎない。原告が暴行に及んだか否かに関わらず、制止等の措置や隔離の根拠事由になるような危険な状態ではなく、職務執行への妨害や反抗には当たらない。

### (2) 理由を後付けした疑いがあること

ア 入国警備官Aが四肢に力を込めたことを確認したとする場面は、入国警備官Aは原告の右腕を掴んでいたに過ぎないから右腕の状態しかわからず、他の職員に他の手足が力を込められているかどうかを確認もしていない(A尋問調書33頁、甲33の9、乙12③)。したがって、四肢に力を込めたかを把握できていたとは考えられない。

イ 上記のとおり、入国警備官Aは原告をばたつかせていたという表現を使

用した後、原告代理人に趣旨を追及されると「ばたばた」との表現は「四肢を押さえた状態でなおも抵抗を続ける」などといった常識上およそ使用しない用法を説明している（A尋問調書 42 頁）。

また、原告がどのような意図で四肢に力を込めていたものと推察したかを問う場面で、原告の内心はわからないなどと証言を避けている（同調書 43 頁）。

ウ かかる入国警備官 A の証言内容と証言態度に鑑みると、四肢に力を込めていたことを反抗と認定したという入国警備官 A や本件看守責任者の供述は、有形力行使や隔離に理由がないと疑われる場面で、その事由を作出するために常用される理由にならない理由、後付けの理由であると考えられる。

エ 他方で、原告は、居室から処遇室に運ばれた際について「何も動くことはできませんでした」（原告尋問調書 17 頁）と述べ、処遇室内でも「拘束を解かれるまで、手足をその部屋でばたつかせたりしたことはありますか」との質問に対し「何も動かしていませんし、それは映像に残っているはずです。」（原告尋問調書 20 頁）と証言し、「手錠をかけられたとき、手足を掴まれているとき、デニズさんは手足をどのようにしようと考えていましたか」との質問に「痛かったので、痛いのでやめてくださいということを叫んでいただけです。私は、手や足を動かすようなことはしていません。」（原告尋問調書 20 頁）と証言している。

実際に、乙 12③を見ても、痛みに悶えるように動くこと以外、原告が手足を動かそうとする様子は見出だされない。

この状況では、形式的要件にも当たらず、また危険性も認定できない。

## 第5 本件連行の相当性欠如

### 1 判断枠組み

実力行使要件を備えているとしても、比例原則や処遇規則の定め等からすれば、制止等の措置は必要最小限度のものに限って許容されるべきである（同第3準備書面第1の2，3原告第2準備書面第3の3参照）。

### 2 説得の意思がなかったこと

#### (1) 職員の言動

職員は、確認から戻ってきた後、本件居室で薬を交付できない理由や移動をする理由を原告から質問されても、いずれの理由も本件居室で回答することを拒絶し、移動を命じる発言を繰り返し、そのなかには「話さないっつてんだろう」などこの説明を再度することなどと原告を威圧する発言も含まれていた（乙12③【1:00頃】）。

#### (2) 被告の指摘について-

被告は他の被収容者からも苦情が出されていたことを原告に告げていた旨を主張し、たしかに本件居室扉があげられる前に、これを意味するような職員の発言がある（乙12②【6:15頃】）。

しかし、このような説明がされたのはこの場面の一言限りであり、その後原告が理由の説明を求めていることから見て、外国人である原告がその説明を理解できたようには見受けられない。このように原告が説明を求めても、誠実に説明しなかったことに照らすと、原告を説得して移動を促す意思はおよそなかったものと認定すべきである。

### 3 四肢を掴んで、持ち上げる態様の連行は利益侵害の程度が甚だしいこと

本件連行は、原告の手首を極めたり、あおむけになる原告の上半身を膝で押さえつけたうえで、その四肢及び頭部を掴み、持ち上げて、移動させるというものである。

より制限的でない手段として、原告の両腕を職員がそれぞれ抑え、起立させ、



原告の足でそこまで連行するというより制限的でない手段がありうる（被告も、その事実は認定できないものの「両腕を抱え」て連行する意図があったなどとして、当該手段がありえたことは自認している。）。しかし、上記のとおり職員らは四肢を掴んで持ち上げる連行態様を有形力の行使開始当初（「足引っ張り」発言の時点）から意図してたとみられ、このようなより制限的でない手段を試みていない。

本件連行の態様は、原告の四肢の自由な動きを完全に封じるものであり、その自由への制限は極めて強い。また、このような形で物のように運ばれることは、一般的な成人男性にとって恥辱を感じるものでもあり、原告も恥辱を感じた旨を供述している（原告尋問調書 17 頁）。さらに、かかる連行態様は、職員のうち一人が手を離せば原告が床に転落してけがを負う可能性があるうえ、掴んだ状態であっても、関節や両腕両足の筋肉に原告の体重による負荷がかかり、関節や筋肉を傷める危険が高いものである。

#### 4 小括

したがって、本件連行の態様は、身体の自由への制限が大きく、傷害が生じる恐れが強く、かつ、その羞恥心を煽るものであるうえ、原告への説明・説得や両腕を抱えるといったこれを回避する手段が検討されていない点で相当性を欠き必要最小限の実力行使と言えず、違法なものと認めるべきである。

### 第 6 本件隔離措置の相当性欠如

#### 1 判断枠組み

仮に実力行使要件を備えている場合でも、処遇規則や通達の定め、比例原則の観点からすれば、隔離措置の実施及び内容（期間、部屋の選択等）は必要最小限度のものに限って許容されるべきである（原告第 3 準備書面第 3 の 3 参照）。

## 2 本件隔離措置の相当性欠如の詳細

### (1) 本件隔離措置が利益侵害の甚だしい措置であること

本件隔離措置は、当初、より権利制限の大きい特別室（本件保護室）が選択され、これは午前0時50分頃から午後7時27分頃まで継続した（乙15、16）。この部屋は、以下のような特徴があり（乙12③【25:50】、乙10、原告尋問調書10頁）、環境は低劣で、プライバシーの制約も甚だしい。したがって、その必要性は慎重に検討されるべきであると同時に、違法な隔離が行われた場合における被処分者の権利侵害は重大なものとみるべきである。

- ・窓がない
- ・トイレはただ床に蓋のない穴が開いているだけ（便座がない）であり、水を流すには係員を呼び出して操作するまで待たなければならない
- ・職員が土足で立ち入る。寝具が与えられるわけではなく、被収容者はその床で就寝することになる（乙15には本件保護室から移動後になってマットレス、枕等の寝具が供与されたとの記載がある）
- ・監視カメラにより終始動向が監視される
- ・面会を制限される
- ・扉は厚く、音などが外界と断絶される

### (2) 隔離が早期の段階で必要性を欠いていたこと

ア 被告からは、本件隔離措置開始から約105時間後まで原告の隔離を必要とした点について、合理的説明はない。むしろ、東日本センターは、隔離措置開始時点の原告について手錠を不要とする程度には落ち着いているものと認定し、起床後の午前9時56分時点でも落ち着きを散り戻したと認定しているし（乙14、15）。

したがって、隔離措置時点でもこれを必要とする原告の興奮状態は認められず、少なくとも起床後にそのような状態は認められない。

イ なお、被告は適切に中断したなどと主張するが、5日（120時間）の上

限まで行った場合、本件隔離措置の終了は午前0時台になる。このような夜間では職員が十分に確保できないものと考えられ、それゆえに職員のいる通常の勤務時間である午前10時頃に中止されたものと推察される。そうすると、この時間に終了したのは単に事務手続の都合に過ぎず、東日本センター側においてそれまで原告の隔離の必要性があったものと認定していたわけではなく、漫然と隔離が継続されていたものとみるべきである。

### 3 隔離措置が安易に繰り返されていた実態があること

#### (1) 本件隔離措置における看守責任者の判断過程の杜撰さ

本件看守責任者は、上記第3の5で述べたとおり、本件隔離措置を告知した時点ではせいぜい原告が暴行を働いた程度のことしか確認できておらず、原告がしたものと疑われている暴行の詳細は認識していない。これは本件隔離処分が安易に繰り返され、本件隔離措置も必要性・相当性を吟味することなく実施された杜撰なものであることを示し、相当性が欠くものであったことを示唆している。

#### (2) 隔離措置が目的に反する形で日常的に行われていた疑いがあること

隔離措置は「被収容者の逃走防止、生命・身体の保護及び鎮静並びに施設内の規律維持を図る」ことを目的としたものであり、「いわゆる懲罰」ではない(乙4)。しかし、東日本センター職員は、隔離措置について「懲罰」という呼称を常用している(乙12③【19:30頃】、原告尋問調書6,7頁)。このような呼称の常用は、隔離措置が目的に反する形で日常的に実施されることを示唆するものである。

#### (3) 原告に対して安易に隔離措置が繰り返されていたこと

ア 2019年1月30日、原告は入国警備官に対して暴行に及んだものとして隔離措置を受けたが(乙8の10)、当該隔離措置の根拠たる暴行は結局確認できなかった(甲3の末尾3頁)。これは、原告に対して隔離措置の要件がないのに、十分な確認がされずに実施されたことを意味している。

イ また、2017年6月13日に実施された隔離の事由である弁当や飲み物を職員に投げたという点に関しても、原告第5準備書面第3で述べたとおり、設備の状況等から見て当該事情があるとするのは不自然であり、原告の供述どおり（乙8の4）、職員に投げたなどという事情は存在せず、これも事実に基づかない隔離措置であった。

ウ 次に、原告が暴行を理由に隔離されたものとしては、2019年6月11日に本を他の被収容者に投げつけたという事由によるものがある。しかし、単なる友人同士のいさかいに過ぎず、報告書（乙8の3）にもこれが危険であることをうかがわせるような特段の事情は認められず、隔離措置は過剰としか評価しようがない。

エ そのほか、本事件前にされた隔離措置は、乙8の8を除けば、暴行も損壊行為もなく、単に大声で口論がされたものばかりであり、上記ア乃至ウで述べた傾向に照らせば隔離を必要とする事案であったか疑いがある。しかも、いずれも当初は5日の上限までの隔離期間が決定されており、この点でも期間について慎重な判断がされた形跡はない（乙8）。

オ 以上のとおり、原告に対する隔離措置はこのように要件の充足性を慎重に検討されず、ときには要件がないのに実施されるなど安易に繰り返されていたものと推認できる。かかる事情は、本件隔離措置の必要性・相当性の判断がおろそかであり、要件を満たしていたとする東日本センターの判断の信用性を疑わせるものである。

カ なお、被告は、原告に複数回の隔離措置が実施されていたことを隔離措置や有形力行使の相当性を基礎づける事情として主張する。しかし、被収容者、特に原告に対して上記のとおり安易に隔離措置が実施された実態に鑑みれば、原告の隔離措置の経歴は要件を欠いたものが多数含まれていた疑いが強く、相当性を考慮するうえで原告に不利に斟酌すべきではない。

#### 4 小括

以上より、本件隔離措置は相当性も欠いていたものとみるべきである。

### 第7 個々の有形力行使の違法性について

#### 1 後ろ手手錠をして多数入国警備官によって制圧し身体を自由を奪うことの違法性

##### (1) 前提事実の誤り

原告は、多数の入国警備官によって、後ろ手手錠をされて、制圧され、身体を自由を奪われた。これら行為の根拠となった、「原告が入国警備官Aを蹴った」等の事実が認められないことは前述のとおりであり、その点ですでに、原告に対し後ろ手手錠をして制圧をした一連の行為は違法である。

##### (2) 原告による抵抗が存在せず、相当性がないこと

また、「原告が入国警備官Aを蹴った」等の事実が認められるかどうかに関わらず、後ろ手手錠をするなどの行為は相当性を欠いていることが明白である。

ア 処遇室に運び込まれた時点で原告が抵抗をしていなかったこと

入国警備官Aは、次のように証言する。

「処遇室に連れて行ったとき、原告は手足をばたつかせたりはしていませんでしたか。」

目に見えた抵抗はありませんでしたが、完全に脱力したわけではなく、体の腕や足に力が入った状態でした。」（A尋問調書33頁）

このように、原告が処遇室に運び込まれた時点で、原告は抵抗をしていなかった。

イ 「四肢に力が入っていた」ことは抵抗を意味しないこと

(ア) 入国警備官Aは、次のように証言して原告が四肢に力を入れていたとする。

「原告を持ち上げて居室から処遇室まで連行する間、原告に動きや抵抗はありましたか。

原告は「これ誰の」といったので確認したところ、原告が眼鏡を握ってる状態を確認しました。

原告の体を持ち上げていたわけですからけれども、体に力が入っていましたか。

完全に制圧した状態で連行したわけではないので、四肢に力が入っておりました。

四肢に力が入っている状態は連行している間ずっとでしたか。

はい。」（A尋問調書8頁）

「その時あなたが原告を制圧していたのは何のためですか。

原告が体に力を加えて抵抗していたからです。その抵抗を制止する必要のためです。」（A尋問調書14頁）

(イ) しかし、四肢に力を入れるだけでは、物理的抵抗といえない。

i 甲33号証の9を再生した尋問において、入国警備官Aは、

「今の状況が原告が力を込めてた時の状況という理解でよろしいですか。

そのとおりです。」（A尋問調書34頁）

と証言している。しかし、動画を見ても、原告の抵抗はもちろん、体を自働的に動かす様子も認められない。

「原告が四肢に力を入れたというのは、四肢に力を入れて動かそうとしていたのですか。動かさないようにしていたのですか」との質問に対し入国警備官Aは、「原告の気持ちを述べろという質問なんですか。」「原告ではないのでわかりません。」と証言し、重ねて「そうすると、原告は体を動かさないように力を入れていた可能性もあるわけですか。」と質問されても「原告ではないのでわかりません。」と証言した。（同調書43

頁)

ii これに対して原告は、次のように証言する。

「デニズさんは、その拘束を解かれるまで、手足をその部屋でばたつかせたりしたことはありませんか。

何も動かしていませんし、それは映像に残っているはずですよ。

その手錠をかけられた後、手足をつかまれているとき、デニズさんは手足をどのようにしようと考えていましたか。

痛かったので、痛いのでやめてくださいということを叫んでいただけです。私は、手や足を動かすようなことはしていません。」

(原告尋問調書20頁)

iii つまり、四肢に力を入れても、原告は手足を動かすようなことはしておらず、まして物理的抵抗をしていない。

(ウ) 入国警備官Aは、「原告をうつ伏せにして後ろ手錠をした直後は原告の抵抗が収まったので、いったん原告を座らせようと試みました。」(A尋問調書9頁)、「足を折り曲げて、上半身を起こすときになぜか原告は抵抗を始めました。」(同調書10頁)とも証言する。

しかし、該当する動画(甲第33号証の9)を見ても、原告は体を硬くして姿勢が動かなくなっている様子はあっても、体を動かそうとする様子はない。当然、周囲への危険の恐れは全く認められない。

入国警備官Aは「その後入国警備官らが原告を仰向けにして状態を起こして座らせていますが、原告を仰向けにして起こしたのはどうしてですか。」との質問に「原告にいったん沈静化が見られたからだと思います。」(同調書14~15頁)と証言するが、動画を見ても、前後の原告の動静に顕著な変化は見られない。

### (3) 入国警備官Aの誤った判断基準

入国警備官Aは、次のように証言する。

「原告が眼鏡を握っているので、眼鏡は凶器になるので、他の勤務員や私を含めて危害を加える恐れがある…」（A尋問調書9頁）

しかし、原告は、眼鏡を握っていることを自ら申告し、「これ誰の？」と質問しているのだから、その状況で原告が眼鏡を凶器にして入国警備官に危害を加える恐れがあると判断する判断基準が誤っており、異常である。

#### (4) 手錠の使用態様等も相当性を欠くこと

手錠を後ろ手に使用することは、被収容者の身体への危険が大きいことから、補充的手段とされるべきである。入管庁の「戒具の使用要領」（乙5）5頁も、これを認め、暴行、自殺または自損のおそれ等特別な理由がない限り料手前とするとしている。

上記(1)乃至(3)の点からすれば、原告に対して料手前でなく両手後ろにして手錠を使用する必要はないのだから、原告に両手後ろ手手錠を施した使用態様も相当性欠如を基礎づける。

## 2 入国警備官Aが原告の顎下の痛点を親指で押した行為の違法性

### (1) 行為の態様

#### ア 概要

入国警備官Aが原告の顎下の痛点を親指で押した行為は、原告の抗議を黙らせる目的で、積極的に痛みを与え、苦痛を利用して目的を遂げようとしたものである。

#### イ 原告を黙らせる目的

入国警備官Aは、

「左の顎下を指で押さえることにより、この時の原告に対しどのような効果があると考えていましたか。

原告が大声を出し始めたので、防声する効果があると思いました。」（A尋問調書10頁）

「大声を、原告の大声を止めさせ、職員の話に応じるよう鎮静



化させる目的です。」（A尋問調書10頁）

と証言して、原告を黙らせる目的だったことを認めている。

ウ 原告の抗議としての発言を黙らせる目的

（ア）入国警備官Aは、

「この少し前に右あごの部分を押してる状態では原告は素直に『はい』と言って、『はい』という意思表示があったので、『抵抗しないか』という問いかけに対し、『はい』という意思表示があったので、その場ですぐやめてるので、そのため2回目に対してもそのような発言があるかどうかを見極めております。

『抵抗しないか』という言葉に『はい』と言わなければ、『はい』というか言わないかがやめる基準だったということですか。

発言だけではなく、原告の四肢の力の入り方も慎重に判断しておりました。」（A尋問調書38頁）

と証言する。

また、「先ほど述べました通り、首の骨の付け根部分にくぼみがありますので、原告の抵抗が激しさを増していたので、そこを押すことによって原告の抵抗を止める効果があると訓練で習っていたからです。」（A尋問調書14頁）という証言は、（質問者が尋ねた場面と異なって）顎下を押した行為が抵抗を止めるためであったことを示唆している。

ここに「抵抗」といっても、原告はすでに多数の入国警備官によって制圧され、後ろ手手錠をかけられ、体と頭を固定されていた状態であり、原告が物理的抵抗を仮に行おうとしてもそれは不可能だった。原告は、口頭で抗議をしていただけである

原告は、直接には居室における状況についてだが、「私の抵抗はただ大きな声を出すことだけでした。（原告尋問調書40頁）」と証言している。

原告が、入国警備官Aに顎下を押される直前、物理的抵抗をしていないことは、動画においても明白である。

それなので、入国警備官Aは、原告の抗議を黙らせることを目的としていたと認められる。

(イ) 入国警備官Aの証言には、同じく黙らせる目的ではあっても、

「最終的な目的として「大声を、原告の大声を止めさせ、職員の会話に応じるよう鎮静化させる目的です。」(A尋問調書10頁)

「あなたは原告が説諭を冷静に聞き入れることができる状態を作ろうとしていたということですか。

そのとおりです。」(同調書10頁)

などと、職員の会話に応じさせるために黙らせようとしたとも証言する部分がある。

この証言は、まず、前述のとおり入国警備官Aが「抵抗しないか」と繰り返し怒声を原告に浴びせていたことと整合しない。

また、入国警備官Aは、結局、睡眠薬の不交付についても、処遇室への強制連行についても、説明も説諭もせず、原告を隔離している。処遇責任者が登場してから保護室への連行までになされた会話は、入国警備官らによる暴行への原告の抗議と、原告が先に暴行したとする入国警備官Aの弁明の口論だけだった。入国警備官Aが、会話や説諭を特段必要と思っていなかったことが明白である。

エ 黙らせる手法

(ア) 入国警備官Aは、顎下の痛点をつく行為の意図について

「痛み、防声の効果、声を防ぐために痛みを与える。普通は痛がらせると「痛い」というふうに叫ぶ、原告のように「痛い」と叫ぶと思うんだが、そうじゃなくて声が発せられなくなるというのは、反射的

に、もっと強い痛みのために反射的に声が止まるという、そういう理解でよろしいんですか。

そのとおりです。」

と証言する。

(イ) この証言は、字義通り受け取っても、恐ろしいものであることは後述するが、必ずしも信用できない。入国警備官Aは、苦痛による反射的な反応によって発言を抑止しようとしたのではなく、苦痛を与え、その継続の予告による脅迫によって発言を抑止しようとしたと推定されるからである。前述のように、入国警備官Aは、苦痛を与え続けながら「痛いか」と苦痛を確認し、そして「抵抗しないか」と質問をした。この一連の行為は、苦痛を与え、その継続の予告による脅迫によって発言を抑止しようとしたと認められる。

また、入国警備官Aは、顎下を押した行為の後の行為について、次のようにも証言する。

「それで次はどのような方法を取りましたか。

原告をうつ伏せにして、左腕を抑えました。」 (同調書13頁)

「あなたはなぜ原告の左ひじを押さえたんですか。

先ほどまでやっていた左顎を指で押さえる行為に効果が見られなかったからです。」 (同調書13頁)

この証言は、顎を指で押さえる行為で発言を抑止しきれなかったことによって、同じ目的で、身体の別の個所に苦痛を加えようとしたことを示している。

つまり、入国警備官Aが行おうとしたのは、身体に苦痛を与え、その継続を警告する脅迫によって原告を黙らせようとしたことであると認められる。

(ウ) もちろん、仮に入国警備官Aの証言のとおり、反射的に声を出せないほ

どの苦痛を与えることで原告を黙らせようとしたとされる場合にも、十分に恐ろしい行為である。

反射的に発生できなくなるほどの苦痛が極めて強かったことは明白である。そして、それほどの苦痛を受けた者に、同じ苦痛への恐怖が植えつけられるであろうことも推測できる。心的外傷を受けて当然なほどの苦痛であり、後述の相当性欠如を基礎づけるとともに、心的外傷の存在を裏付けるものである。

## (2) 法令の根拠の欠如

ア 処遇規則 17 条の 2 の定める制止等の措置は違反行為をやめさせる、又は実行することを防ぐためのものであるから、これに伴う有形力行使もかかる目的に向けられたものであることが必要である。そうすると、抗議する者に話を聞かせるために痛みを与える行為はこの目的に合致せず、入国警備官 A が痛みを与える意図をもって原告の顎の下に指をねじ込んだ行為や後ろ手に手錠をかけられた両腕を上方向へ上げて肩関節をきめる行為は制止等の措置の一環である有形力行使には該当しえない。

イ 実際、この行為は、乙 10 号証の緊急隔離の経過に関する報告書に記載がなく、法的な根拠付けがなし得ない。

ウ 本件看守責任者も

「逆に被収容者の処遇の中で声をあげさせないために痛みを与えると  
いうようなことは、あなたの考えているルールというか、手法の中にはあり得ないことなんですか。

の中ではその方法は思い出せないというか、思い当たらないです。

やってはいけないことだとは思いませんか。

いや、防声はしたいんですけれども、どういう方法が最も適当なのか、今の私は承知してない。」（責任者尋問 22 頁）

と証言し、声を上げさせないために苦痛を加える行為を、制度上の制止等措置とは認められないことを示している。

### (3) 必要性の欠如

ア 入国警備官 A が原告の顎下の痛点を親指で押した行為の根拠として被告が主張する、「原告が入国警備官 A を蹴った」等の事実が認められないことは前述のとおりであり、その点ですでに、原告に対し後ろ手手錠をして制圧をした一連の行為は違法である

イ 抗議は、一般にも、有形力の行使によって黙らせる必要が認められない。

さらに、原告はしていない暴行を理由に制圧され手錠をされたのだから、抗議をして当然であり、これを黙らせる必要がない。

さらに、そもそも、原告が要求する常備薬は交付されるべきだったものが拒否されたことへの原告の抗議が発端なのだから、これを黙らせる必要がない。

ウ 「会話のため鎮静化させる目的」が合理的目的でないこと

(ア) 仮に、被告主張のとおりに入国警備官 A が、睡眠薬の不交付に関する会話を目的としていたとされる場合にも、原告に対する入国警備官らによる居室内での手首への暴行、処遇室への強制連行、同室内での手錠施行・制圧が、かえって原告による抗議を招いて、会話が成立しなくなったのだから、有形力行使の必要が認められない。

(イ) さらに遡れば、入国警備官らによる常備睡眠薬不交付こそ理由のない処遇だったのだから、常備睡眠薬を交付すれば解決する事態であって、有形力行使の必要が認められない。

### (4) 相当性の欠如

ア 体罰・体刑、拷問の禁止

有形力の行使は、痛みを伴うことがある。しかし、痛みを道具として使

うことを意図して痛みを与えることは、体罰・体刑に当たり、許されない。さらに、これを何らかの目的の共用のために使用することは、拷問等禁止条約上の拷問に当たりえ、絶対的に禁止される。

入国警備官 A が原告の顎下の痛点を突いた行為は、体罰・体刑であって許されず、まして、原告を「黙らせる」目的でなされたのだから、拷問に当たる。

イ 強い苦痛の生じる行為であること

入国警備官 A は次のように証言する。

「人間の顎下の、正確に言えば両端の部分に痛みを強く感じる部分があります。そこを抑えると口に近いことから痛みによって瞬間的に声を止めさせる効果があると習っています。」（A 尋問調書 10 頁）

このように、痛みを強く感じる部分を狙った有形力行使であったことが明らかである。

ウ 原告が痛みを訴えているのに継続されたこと

また、入国警備官 A は、次のように証言する。

「あなたは顎下を指で押さえた際に、原告に対し、痛いか、抵抗しないかと聞いていますが、これはどうしてですか。

先ほど言ったあごの下の部分は人によってその効果がある場所がずれたりするので、その効果の具合と実際原告がほんとに痛いのかなどを原告の発生や態度によって確認のため発言しました。

あなたは先ほど鎮静化させることが目的だとおっしゃいましたが、これ以上抵抗しないかっていうのはそれを確認していたということですか。

そのとおりです。」（A 尋問調書 12 頁）

動画を見ても、原告が大声で痛みを訴えても、入国警備官 A は痛点を押

すことを継続しており、強い苦痛が相当時間継続したことが明らかである。

エ 痛みの影響

原告は、次のように証言する。

「大変痛い、大変ひどい痛みです。

その痛みは、指が離れた後も続きましたか。

3日間ものを食べるのが難しかったです。スープの中に入れて、パンを入れて、体に何かを入れれないといけないということでそのようには食べてました。」（原告尋問調書18頁）

実際、動画（乙12）の末尾で、ひとり保護室に残された原告の様子をのぞき窓から撮影した場面で、原告が喉を気にしている様子が見られる。

また、当時の診療録（乙11）の平成31年1月21日の記録（後ろから4枚目）に、原告が同日に、顎下の痛みを訴えていたことが、頭部図とともに記載されている。

オ 声を上げさせないために苦痛を与える行為が非常識なこと

看守責任者は次のように証言する。

「逆に被収容者の処遇の中で声をあげさせないために痛みを与えると  
というようなことは、あなたの考えているルールというか、手法の中にはあり得ないことなんですか。

の中ではその方法は思い出せないというか、思い当たらないです。

やってはいけないことだとは思いませんか。

いや、防声はしたいんですけども、どういう方法が最も適当なのか、今の私は承知してない。」（責任者尋問22頁）

このように、発言を防ぐために苦痛を与える行為は、本来、入管でも非常識なことのほずである。

カ 不必要な痛みであること

看守責任者は次のように証言する。

「不必要な痛みを与えないというのは、本件では具体的にどういうことをすればよかった、あるいはどういうことをしてはいけなかったということについて、あなたが理解したことを教えてもらえますか。

手錠をされた状態で腕を、後ろ手錠ですかね、で腕を上げるような行為です。そちらの行為と顎の下のところを、それを痛点とおっしゃってましたけども、痛点を押すような、痛みを伴うような行為をするということについて、不必要なこと。

そうすると、あなたの理解としては、今回の不服申し出の結果を踏まえて、後ろ手に手錠をした状態で両腕を上上げるような行為は禁止されたと、あなたは理解しているということですか。

そうですね。

それから、痛点を押す行為も禁止されたという風に理解しているということですか。

そうですね。（責任者尋問 19~20 頁）

このように、顎下の痛点を押す行為が不必要な痛みを与える行為だったことは明白である。

### 3 手錠鎖を引っ張り上げたうえで左肘を押さえつけた行為の違法性

#### (1) 行為態様

ア 金属手錠の手錠鎖を引っ張り上げた行為は、その行為態様からみて、原告の手首を痛める行為であるし、うつぶせ状態で後ろ手にされた腕を横に開かせる形で押さえつけるのも、その肩関節を痛めつけ、苦痛を利用して原告の抗議を黙らせる行為である。

イ 入国警備官 A は次のように証言する。

「背中を押した行為について聞いていますけれども、あなたは右のこ



ぶしの親指以外の4本の指を丸めて背中に置いていて、親指は背中に。右手のどこの部分で押しましたか。

拳を作っている4本の指です。」(A尋問調書14頁)

これは、拳を握った状態の人差し指から小指までの4本指の関節の固い部分で押したということと解され、強い苦痛を与える意思が認められる。

## (2) 必要性の欠如

ア この行為の根拠となった、「原告が入国警備官Aを蹴った」等の事実が認められないことは前述のとおりであり、その点ですでに、原告に対し後ろ手手錠をして制圧をした一連の行為は違法である。

### イ 原告の抗議を黙らせる目的

上記のことを措いても、原告は、すでに後ろ手手錠をされ、多数の入国警備官によって体の各所を把持されて身体の自由を奪われた状態で、かつ何ら身体を能動的に動かそうとする様子もなかった。ただ原告は口頭で抗議を続けていた。

抗議は、一般にも、有形力の行使によって黙らせる必要が認められない。さらに、原告はしていない暴行を理由に制圧され手錠をされたのだから、抗議をして当然であり、これを黙らせる必要がない。さらに、そもそも、原告が要求する常備薬は交付されるべきだったものが拒否されたことへの原告の抗議が発端なのだから、これを黙らせる必要がない。

入国警備官Aは、上記行為の目的について、次のとおり証言する。

「それで次はどのような方法を取りましたか。

原告をうつ伏せにして、左腕を抑えました。」(A尋問調書13頁)

「あなたはなぜ原告の左ひじを押さえたんですか。

先ほどまでやっていた左顎を指で押さえる行為に効果が見られなかったからです。」(A尋問調書13頁)

「原告との会話が成立しない状態だったため、原告を制止する行為をしました。」（A尋問調書15頁）

それなので、手錠鎖を引っ張り上げたうえで左肘を押さえつけた行為は、前述の顎下を押す行為に必要性がなかったのと同様、必要性が認められない。

ウ 物理的抵抗抑止の目的の認められないこと

(ア) 他方、入国警備官Aの証言には、原告の後ろから原告の両肘から上腕にかけての部分を手で持ち上げた行為について、

「原告の体に力が入って、我々の制止に応じない状態になっていたから、その抵抗を抑止する必要があるためその行為に出ました。」（A尋問調書15頁）

と、原告の物理的抵抗を抑止する目的があったかのように証言する部分がある。

(イ) しかし、イに挙げた複数の証言部分と矛盾しており、信用性がない。

(ウ) また、動画に明らかなおり、原告は、入国警備官らの思うままにうつ伏せにされており、その間原告自身が自己の意思で体を動かそうとした様子は見られないから、物理的抵抗の抑止のための有形力行使の必要性が認められない。

### (3) 相当性の欠如

ア 入国警備官Aは次のように証言する。

「あなたはなぜ原告の左ひじを押さえたんですか。

先ほどまでやっていた左顎を指で押さえる行為に効果が見られなかったからです。」（A尋問調書13頁）

この証言からすれば、顎下を抑える行為に劣らない苦痛を加える行為として行われたことが認められる。極めて大きな苦痛であることが明らかである。

イ 入国警備官Aは「急激に力を入れると関節を痛め原告をけがをさせる恐れがあるため、加減して押ししておりました。」(A尋問調書 13 頁)と、有形力の強度について適切に調整されていたかのように証言する。

しかし、入国警備官Aは、加減の適切性に配慮する挙動を見せておらず(乙12)、加減して押したとの証言に信用性はない。

また、仮に上記の証言に基づく場合でも、傷害に至らないよう意識したというにとどまり、苦痛を与えることは前提となっており、苦痛の程度が軽かったことを意味していない。

#### 4 入国警備官Aが原告の後ろ手手錠された両手を上に挙げた行為の違法性

##### (1) 行為態様

###### ア 概要

入国警備官Aが原告の後ろ手手錠された両手を上に挙げた行為は、原告の抗議を黙らせ、従わせる目的で、積極的に痛みを与えることを意図したものである。

###### イ 肩関節可動域と痛み・傷害のおそれ

腕を後ろに回転させる際の、肩関節の可動域は、乙32号証では、参考角度として50度とされている。ただし、実際の可動域は個人によって異なる。

関節可動域とは、関節が動ける範囲であり、逆に言えば、可動域を超えることは健常な状態では不可であり、傷害の恐れがあることを意味する。それなので、関節可動域を少しでも超えようとするときは、損傷の危険を生じる。仮に肩関節の可動域が50度であれば、70度になると損傷の恐れが生じるのではなく、51度を強要されるだけで、関節が不可能なことを強要され、損傷の恐れが生じる。

また、苦痛という点では、関節可動域を超えなくとも、関節可動域の限度の姿勢を強いられるだけで、苦痛が生じ得る。

## ウ 痛みの発生

原告は、肩を固定されて前屈を許されない状態で、腕を後ろに上げられており、肩関節可動域を超えた姿勢を強要されたことが明白で、その苦痛の発生は明白である。

これに対し被告は、原告の肩関節は上記参考可動域を超えていないと主張する。

しかし、乙12号証の11分48秒の、原告の上腕が見える場面で、上腕はと直角に近い角度を形成しており、少なくとも50度を超えていることは明白である。

また、実際に原告は激しく苦痛を訴え、体を揺らせてもがいている。この様子からも原告が激しい苦痛を感じていたことは明白である。前述のように、可動域は個人によって異なるのだから、苦痛を訴えるに至る角度がその者の可動域というべきである。原告が苦痛を訴え続けて、なおその姿勢を強いられ続けていることから、原告の関節に過度の負担が掛けられていたことは明白である。東日本センター所長も、原告による不服申し出に対する応答において、「苦痛を与える行為」であったと判断し、その旨を、渉外調整官・法務事務官を通じて原告に説明をしている（乙19）。

また、入国警備官Aも「原告の両腕を上げた場合両肩の関節に負担が掛かるようになります。そのためその痛みを一瞬与えることによって抵抗が抑止できるものと考えております。」（A尋問調書42頁）と証言しており、原告に苦痛を与えていることを認識している。ただし、両腕は一瞬挙げられたのではなく継続的に上げられ、また原告が苦痛を訴えても、もがいても、入国警備官Aは原告の両肩に負担を掛け続け、苦痛が継続したことが乙12号証に明らかである。

## エ 痛みの継続

上記のとおり入国警備官Aは、「痛みを一瞬与える」と証言した。しか

し、原告は痛みに悲鳴を上げ続け、なお同入国警備官は腕を上げ続けていたから、痛みが継続したことも明白である。

#### オ 傷害の恐れ

入国警備官Aは、「原告も含めて肩の可動域は人それぞれなので、原告の肩を痛めない程度で固定できるように下限をしております。」（A尋問調書18頁）と証言する。

この証言は、苦痛を与えたことは何ら否定していないものの、肩を痛める、つまり傷害に至らない程度で固定したという趣旨のようである。

しかし、乙12③を見る限り、入国警備官Aに、原告の方関節可動域を探るような様子は見取れない。

かえって、12分18秒の映像には、急に角度をさらに広げるよう腕を上げて、原告が悲鳴を上げる様子が見られる。

また、12分27秒以降の映像では、原告が悲鳴を上げているのに対し、それまで座っていた入国警備官Aが、中腰になって、原告の腕に対して加えて力をさらに強めた様子が見られる。この動きからして、入国警備官Aが、すでに原告が痛みを感じていることを認識したうえで、さらに腕を上げさせようとしたことは明らかである。

入国警備官Aの証言は、信用できない。

#### カ 小括

以上の事情は、後述の相当性欠如を基礎づけるものであるとともに、原告に心理的外傷を生じさせてもおかしくない程度に甚だしい亡子を受けたという点で、違法の重大性や心的外傷の発生を裏づけている。

### (2) 法令上の根拠の欠如

処遇規則17条の2の定める制止等の措置は違反行為をやめさせる、又は実行することを防ぐためのものであるから、これに伴う有形力行使もかかる目的に向けられたものであることが必要である。そうすると、抗議する者に

話を聞かせるために痛みを与える行為はこの目的に合致せず、入国警備官 A が痛みを与える意図をもって原告の後ろ手の両腕を上げた行為は制止等の措置の一環としての有形力行使には該当しえない。

実際、この行為は、乙 10 号証の緊急隔離の経過に関する報告書に記載がなく、法的な根拠付けがなし得ない。

本件看守責任者も

「逆に被収容者の処遇の中で声をあげさせないために痛みを与えると  
というようなことは、あなたの考えているルールというか、手法の中にはあり得ないことなんですか。

の中ではその方法は思い出せないというか、思い当たらないです。  
やってはいけないことだとは思いませんか。

いや、防声はしたいんですけども、どういう方法が最も適当な  
のか、今の私は承知してない。(責任者尋問調書 22 頁)

と証言し、抗議の発言をやめさせるため、あるいは仮に大声を上げること  
をやめさせるためであっても、苦痛を与える行為が、制止等措置に当たらない  
ことを示している。

### (3) 必要性の欠如

ア これら行為の根拠となった、「原告が入国警備官 A を蹴った」等の事実  
が認められないことは前述のとおりであり、その点ですでに、原告に対し  
後ろ手手錠をした腕を上げた行為は違法である。

イ 上記のことを措いても、原告は、すでに後ろ手手錠をされ、多数の入国  
警備官によって体の各所を把持されて身体の自由を奪われた状態で、かつ  
何ら身体を能動的に動かそうとする様子もなかった。ただ原告は口頭で抗  
議を続けていた。

抗議は、一般にも、有形力の行使によって黙らせる必要が認められな  
い。さらに、原告はしていない暴行を理由に制圧され手錠をされたのだから

ら、抗議をして当然であり、これを黙らせる必要がない。さらに、そもそも、原告が要求する常備薬は交付されるべきだったものが拒否されたことへの原告の抗議が発端なのだから、これを黙らせる必要がない。

ウ 他の被収容者への騒音防止が目的ではなかったこと

(ア) 入国警備官 A は、「原告を連行したのが処遇室という他の被収容者の生活する寮に近接する場所だったので、大声等を原告が出し続けていれば、最初に述べたように他の被収容者の安眠を妨害する恐れもあり、さらに、原告の大声により他の被収容者が騒ぎ立てる恐れがあるので、そのまま放置することはできませんでした。」（A 尋問調書 15~16 頁）と証言する。

(イ) しかし、入国警備官 A は、「本件事案が起こったのが 0 時を超えた深夜帯であることから、このまま原告が大声で叫び続けた場合他の被収容者の安眠を妨げる恐れがあったため、居室でなく処遇室で原告に説明および話をしようと思いました。」（A 尋問調書 2 頁）と証言しており、処遇室への移動で声が他の被収容者に聞こえないことを明かしている。

本件看守責任者も、「当時この事案の発生が消灯後の夜間だっていうことがありましたので、当然大声を出されると他の被収容者の迷惑になりますし、安眠の妨害にも当然なりますので、騒ぎ続けるのであれば処遇室のほうへ出していくということで指示をいたしました。」（責任者尋問 3 頁）と証言して、処遇室への移動で声が他の被収容者に聞こえないことを明かしている。この点で、原告の抗議を黙らせることの必要が認められない。

乙 31 号証は、当日夜の音についての苦情のようだが、「入管のセーフハウス」に連行される前の状況について述べているのであって、処遇室連行後について述べるものではない。

#### (4) 相当性の欠如

##### ア 苦痛の発生

入国警備官 A は次のように証言する。

「原告の両腕を挙げた場合両肩の関節に負担がかかるようになりま  
す。そのためその痛みを一瞬与えることによって抵抗が抑止できるも  
のと考えております。」 (A 尋問調書 41 頁)

だが、腕を上げる行為は一瞬でなく継続されたのだから、原告が受けた  
苦痛は大きかった。

##### イ 体罰・体刑の禁止、拷問の禁止に反すること。

前述のとおり、体罰・体刑、拷問は禁止されているところ、意図して原  
告に苦痛を与えたことは体罰・体刑に当たる。また、苦痛を道具として利  
用して原告の抗議を黙らせることは、拷問に当たる。

##### ウ 声を上げさせないために苦痛を与える行為が非常識なこと

看守責任者は次のように証言する。

「被収容者、逮捕のときにではなくて被収容者に対して、発言を防ぐ  
等の目的のために肩、両腕を後ろ手の状態で持ち上げて痛みを与え  
て、その効果を生じさせるという、そういうことの訓練は行われてい  
るんですか。」

それはしていません。」 (責任者尋問 14 頁)

「逆に被収容者の処遇の中で声をあげさせないために痛みを与えると  
いうようなことは、あなたの考えているルールというか、手法の中  
にはあり得ないことなんですか。」

「中ではその方法は思い出せないというか、思い当たらないで  
す。」

「やってはいけないことだとは思いませんか。」

「いや、防声はしたいんですけれども、どういう方法が最も適当な



のか、今の私は承知してない。」（責任者尋問22頁）

このように、発言を防ぐために苦痛を与える行為は、本来、入管でも非常識なことのほずである。

エ 不必要な痛みであること

本件看守責任者は次のように証言する。

「不必要な痛みを与えないというのは、本件では具体的にどういうことをすればよかった、あるいはどういうことをしてはいけなかったということについて、あなたが理解したことを教えてもらえますか。

手錠をされた状態で腕を、後ろ手錠ですかね、で腕を上げるような行為です。そちらの行為と顎の下のところを、それを痛点とおっしゃってましたけども、痛点を押すような、痛みを伴うような行為をするということについて、不必要なこと。

そうすると、あなたの理解としては、今回の不服申し出の結果を踏まえて、後ろ手に手錠をした状態で両腕を上上げるような行為は禁止されたと、あなたは理解しているということですか。

そうですね。（本件責任者尋問19~20頁）

このように、後ろ手手錠の腕を上げる行為が不必要な痛みを与える行為だったことは明白である。

## 第8 理由あり判定後の対応の違法性

### 1 緒論

原告は、入国警備官Aから受けた暴行等について、不服申し出をし、東日本センター所長から、申出の一部について「理由あり」の判定を受けた。不服申し出制度は、違法・不当な処遇からの救済制度としては極めて不十分なものであり、審査者の独立性もなく、調査権も弱く、実状としてもほとんど機能しておらず、「理由あり」という判定は制度史上まれである。それだけ入国警備官

Aの暴行等の反規範性が顕著だったといえるが、不服申し出の調査・審査を担当した職員には相当の覚悟が必要だったと推測され、また判定が事案を明らかにする一助ともなっている。

しかし、それを踏まえてもなお、極めて不十分な制度の下の不十分な調査しか行われなかったことは、明白である。判定後の必要な措置の欠如の違法については2以下で述べるが、ここで、事情として、調査の不備も指摘しておく。

事件当日の事実関係の調査の不備として、特に問題なのは、居室内の経緯に関する調査不足である。調査としては乙18号証の聴取しか行われていない。そして、乙18号証を読む限り、入国警備官Aに対して、原告の手首を極める行為の有無を質問していない。そして、原告に対しては、居室における入国警備官Aの暴行は認められなかったと説明している(乙19)。入国警備官Aは、法廷証言で、原告の手首を極めたことを認めるに至っており、調査のずさんは明白である。

また、居室内の経過についてのビデオ動画が露出不足でわずかしか識別できないことについても、撮影者がなぜ露出不足を放置して撮影し続けたか、なんら調査された形跡がない。警備業務の適正確保のための動画の重要性に鑑みると、再発を防ぐ必要があったはずであるから、原因の調査をしないことは不合理である。

また処遇室内の状況についても、動画と乙10号証の両方を見れば、乙10号証が事実と相違する点が多々あることが分かったはずであり、特に原告が何ら抵抗をしていなかったことが判明したはずなのに、その点について触れず、そもそも制圧行為が必要だったかどうかの検証がない。

入国警備官Aの処遇室内における暴行については、これを不当としたものの、その常習性などについて何ら調査をしていない。この点については、再発防止措置との関連で後述する。

## 2 再発防止のために必要な措置の欠如

### (1) 再発の防止のために必要な措置の内容

職員による違法な意思不当な行為の再発防止に必要な措置は、事案によって異なる。そのため、当該事案における、行為者の規範意識、常習性、違反の原因などを把握することが不可欠である。

また、再発防止に必要な措置については、大きく、違法・不当な行為を行った当該職員が再発をしないようにする特別予防のための措置と、被収容者に対する処遇が適切に行われるための一般予防のための措置とがある。

そして、違法・不当な行為を行った職員が再発をしないようにする特別予防のための措置の具体的態様として、違法・不当であることの宣告、懲戒処分（またはその上申）、配置換え、人権研修を実施すること等が想定され、どれが必要かは事案によって異なる。

違法・不当な行為を行った職員が、当該違法・不当な行為を、違法・不当であると認識していない場合、当該職員において規範そのものが不明確となっていることになる。この場合、行為を特定して、その行為が違法・不当であることの宣告をすることが不可欠である。さらに、自分の行為の何が悪いのか分からない者に注意喚起だけしても意味がなく、違法・不当であるか否かの規範を理解させることが必要であるから、通常は、人権研修が必要とみるべきである。

さらに、違法・不当な行為を行った職員が、当該違法・不当な行為を、違法・不当であると認識せずに繰り返していたような場合、誤った行為規範が深く染みついて、再犯のおそれ大きい。

配置換えや懲戒処分（懲戒処分は、問題となる行為の特定をも合わせ行うこととなるから、前述の宣告の機能が含まれると考えられる。）が必要となる。

このように、違法・不当な行為を行った職員が、過去に同様の行為を行っ

ていたかどうかの把握は、必要な措置が何であるかを判断するために必要なことである。

## (2) 事件態様の調査が不十分だったこと

東日本センター所長は、「カメラ撮影が遅れ、その間に入国警備官Aから暴行を受けた」という原告の申し出に対し、同入国警備官による暴行は認められなかったという判断を原告に伝えている（乙19）。

しかし、入国警備官Aが居室内で原告の右手首を極めて苦痛を与えたことは、同入国警備官も法廷で証言したところである。

調査により事実が把握できていないことは明らかであり、「理由あり」とされたとしても、原告への口頭事実説も不十分なものだった。

## (3) 所長が不当と認めた行為

看守責任者は、次のとおり証言する。

「不必要な痛みを与えないというのは、本件では具体的にどういうことをすればよかった、あるいはどういうことをしてはいけなかったということについて、あなたが理解したことを教えてもらえますか。

手錠をされた状態で腕を、後ろ手錠ですかね、で腕を上げるような行為です。そちらの行為と顎の下のところを、それを痛点とおっしゃってましたけども、痛点を押すような、痛みを伴うような行為をするということについて、不必要なこと。

そうすると、あなたの理解としては、今回の不服申し出の結果を踏まえて、後ろ手に手錠をした状態で両腕を上上げるような行為は禁止されたと、あなたは理解しているということですか。

そうですね。

それから、痛点を押す行為も禁止されたという風に理解しているということですか。

そうですね。」（責任者尋問19~20頁）

「余り痛みを、不必要な痛みを与えるような行為、余り基本的に手錠した状態で腕を上げる行為っていうのは訓練でもしておりませんので、そういったようなやる人はいないと私は思っていました。」（責任者尋問20頁）

これら証言によれば、後ろ手に手錠をした状態で両腕を上上げるような行為、痛点を押す行為は、不必要に苦痛を与える行為として、再発防止のための措置がなされなければならない。

(4) 常習性の程度が把握されていないこと

ところが、看守責任者は次のように証言した。

「痛点を押す、あるいは後ろでの手錠の両手を上に上げる、そういう手法が過去に行われたことがあったかどうか、調査したかどうかです。

調査されたというのは私は記憶にないです。

入国警備官Aが過去に行ったかどうかはどうですか。

それも私は知らないです。」（責任者尋問21頁）

このように、入国警備官Aが過去に同様の行為をしたかどうか、また他の職員によってなされたかどうか、調査されていない。

(5) 入国警備官Aの、不当性の認識の欠如と常習性

他方、入国警備官Aは、顎下の痛点を押す方法を、「護送官訓練で習った。」（A尋問調書38頁。ただし乙44・2頁によれば「護送・送還訓練」とある。）と証言する。また、両腕を持ち上げる方法についても「訓練で習いました。」（A尋問調書45頁）と証言する。それなので、入国警備官Aは、顎下の痛点を押す方法や、後ろ手手錠をした両手を上げさせる方法について、違法とも不当とも認識していなかったことが認められ、過去にも行ってきたことが当然に推測される。

このように、違法ないし不当な処遇に関する規範を理解し得ていない者の

再犯防止については、規範の明確化がまず必要である。

(6) 規範が示されていないこと

ア ところが、規範を明示して禁止を示したかどうかについて、看守責任者は次のとおり証言する。

「そうすると、あなたの部下とっていいんですかね、あなたの下にある警守たちには2つの行為はしてはいけないというふうに指導しましたか。

2つの行為、具体的にしたか、こういった行為、こういった行為っていうふうに指示して指導したかというのは記憶にないです。」（責任者尋問調書20頁）

このように、具体的に規範が示されないままとなっている。

イ 入国警備官Aは、後ろ手手錠をした両腕を持ち上げる行為については、未だに訓練が続いていると証言しており（A尋問調書46頁）、現時点でも同行為を違法とも不当とも認識していないことが示されている。当然、入国警備官Aは今後も同様の行為を繰り返す可能性がある。入国警備官Aについての有効な再発防止措置がされていないことは明白である。

また、報復の危険を否定するような特段の事情が認められない限り、違法・不当な処遇を行った職員を、被害を受けた被拘禁者と接触をさせないような形での配置転換は必須である。

しかるに、入国警備官Aは、本事件後も処遇を担当し続け、原告はその姿を見ている（原告尋問調書22頁）。入国警備官Aを配置転換しなかったことも、必要な措置の怠りに当たる。

ウ また、一般的な再発防止のための措置も、なされていない。

痛点を押す行為や後ろ手手錠をした両腕を持ち上げる行為についての訓練が入管内で、護送官訓練としてされており、それを入国警備官Aが被収容者への処遇に応用したことが、入国警備官A（A尋問調書38及び45

頁)及び看守責任者の証言(責任者尋問 21 頁)から推測される。そうすると、同様の訓練を多数の入国警備官が受けており、かつ被収容者への処遇に応用している可能性がある。これら行為は護送官が行う行為としても違法ないし不当と考えられるが、少なくとも被収容者に対する処遇として行うことが許されないという規範を明示しない限り、被収容者への処遇上の再発の可能性が減少しない。

しかし、そのような規範明示は、なされていない。過去に訓練を受けた職員らが今後も同様のことを繰り返す可能性を、否定する事情は何もない。

#### (7) 小括

以上のとおり、再発防止に必要な措置が取られていないことは明白である。

### 2 その他の必要な措置の欠如

- (1) 処遇規則 4 1 条の 4 の「必要な措置」は、再発防止のほか、効果的な救済措置及び補償の概念を網羅すると解すべきであり、原状回復、賠償、リハビリテーション、被害者の気持ちを満たすための措置、再発防止の保証という 5 つの形の補償が含まれると解される。

被害者の気持ちを満たすための措置には、事実の検証及び真実の公開、違反行為に責任のあるものに対する行政的制裁措置、事実を認めることや責任を受け入れることを含む公式の謝罪も含まれると解される。

リハビリテーションは、心身の被害の、実際の回復を図る措置である。違法・不当な有形力行使によって精神的な苦痛を受けた場合には、補償だけでなく、苦痛の継続がないようにし、不安・恐怖があればそれを和らげる措置が必要となる。この場合、違法・不当な処遇をした者を遠ざけることが、精神的苦痛の継続をなくし、不安・恐怖を和らげるために必要であることは明らかである。これがなされないときは、心的外傷が悪化し、また後遺症を残

すおそれが大きい。

(2) 原告は、総務課職員から口頭の謝罪を受けただけで、文書で明示されておらず、そもそも認定された事実も判断理由も文書で示されなかった。入国警備官Aへの行政的制裁もなされなかったし、同人による謝罪もなかった。

原告は、本事件直後から、入国警備官Aを近づけないでほしいと東日本センターに訴えていた（原告尋問調書 22 頁）。原告は、裁判所という、客観的には安全な場所においてすら、入国警備官Aの姿を見て、精神状態を悪化させてしまっている（原告尋問調書 22~23 頁）。収容所内で入国警備官Aと遭遇することが、原告の精神への悪影響が大きいことは、明白である。この点でも、入国警備官Aを配置換えしなかったことは、必要な措置を怠ったことに当たる。

## 第9 後遺障害との因果関係

### 1 心的外傷

原告は、平成31年1月18日に入国警備官らから暴行を受けた。

その場所は、拘禁施設内で、暴行加害者である入国警備官と原告しかおらず目撃者もない、また声が他の被収容者に聞こえない密室だった。繰り返し暴行を受ける間、誰も助けるものがなかった。

その状況は、後ろ手手錠をかけられ、多数人に囲まれ、彼らによって身体各部を抑えられて身体の自由を奪われた状態で、繰り返し暴行を受けたものである。

暴行は、痛点を押すという、打撃の強さ以上に大きな肉体的苦痛を与えるものを含んだ。

原告は「殺さないで」と何度も叫んだが、誰も「殺さない」とすら言わなかった。

上記状況下で上記のような暴行を受けたことによって原告の経験した苦痛と



恐怖は、原告に心的外傷を加えるに十分なものだった。

## 2 心的外傷後の障害

- (1) この暴行事件を受けた後の原告は、日本に居続ける限りは一生出られないのではないかと、入管の人間は原告を収容するのが面倒だからトルコに帰らないのであれば殺してしまおうと考えているのではないかという考えが強くなり、イライラや不眠は一層増えた。また、暴行を受けたときの恐怖は強く残り、暴行事件のことを急に思い出して心が落ち着かなくなったり、寝ている最中に恐怖で目が覚めたり、誰もいないところに誰か原告を狙う人間がいるかのような気持ちになったりということがあった（甲 30）。
- (2) 本事件の、入国警備官 A の尋問に際して、法廷にいた原告は、入国警備官 A を見て、法廷を出ている。そのときの状態について、原告は次のように証言している。

「入国警備官 Aを見かけてデニズさんはどんな気分になりましたか。

入国警備官 A を見たときは、恐怖、パニック、それから感じたことのないようなとても変な気持ち、ここは裁判所なのにまるで入管にいるような気持ちになりました。後ろを向けば、また襲い掛かられてくるのではないかという恐怖、彼は本当に普通の人とは全く別の人です。入管の中に暴行を加える人はいましたけれども、彼ほど強力な暴力を振るってくる人はいませんでした。

あなたは、デニズさんは、法廷に居続けることができましたか。

いいえ、とどまることができませんでした。パニックになり、法廷を出た後、大橋先生が後ろからかけてきてくれました。廊下で5歩ぐらい進んだところで、私は膝をついて崩れ落ちてしまいました。とても歩けるような状態ではありませんでした。とても恐怖を感じました。」（原告尋問調書 22~23 頁）

入管にいるような気分になり、恐怖に襲われたことは、フラッシュバック

の症状にあたる。

- (3) 令和元年8月10日から令和3年まで25回診察をした精神科医によって、原告に以下の所見が示されている。

なお、侵入症状とは、トラウマとなった出来事に関する不快で苦痛な記憶が突然蘇ってきたり、悪夢として反復されたり、また思い出したときに気持ち揺れたり、身体生理的反応（動機や発汗）を伴う症状のことであり、回避症状とは、出来事に関して思い出したり考えたりすることを極力避けようとしたり、思い出させる人物、事物、状況や会話を回避する症状のことである。

- ・侵入症状 テレビに現れる人物、街中の人々の服装、入管内で使用していた食器類など、日常生活に関連する些細なきっかけで入管での体験や入国警備官を想起する。
- ・殺される夢、けんかをする夢、暴行されている夢をしばしば見る。
- ・薄暗い道で歩いてきた人影を見て、入国警備官や看守を想起する。
- ・入管と同じ色の壁や窓の柵を見ると入管での過酷な状況を思い出す。
- ・回避症状 入管でのつらさや痛みを忘れるために自分の体を刃物で傷つけたい衝動や、火の付いた棒で体を焼きたい衝動にかられる。
- ・しばしば最近の出来事を思い出せないといった記憶障害
- ・認知と気分の陰性変化
- ・生きている意味が感じられないなどの希死念慮
- ・自分の力ではどうにもならない無力感、絶望感
- ・いつ収容されるかわからない不安や恐怖
- ・過覚醒症状 ときどき黒いものが見えたり、光るものが左側に見えたりするなどの幻視
- ・無意識のうちに葉を固くかみしめているなどの過緊張
- ・常に恐ろしい顔をしていたり、電車に乗っても周りの人から怖がられるな

どの、周囲から攻撃される恐怖からくる威嚇

- ・何を言っているか判明できないが男女の話している声が聞こえるなどの幻聴
- ・理由のないイライラや攻撃性
- ・手段の異なった度重なる自傷行為、自殺企図などの衝動性のコントロール不能

また、心的外傷後ストレス障害（PTSD）症状を測定するための自記式質問紙である IES-R は、災害から個別被害まで幅広い種類の PTSD 関連症状の測定が簡便にでき、日本でも広く活用されているところ、同検査が原告に実施された。合計得点が 88 点満点のうち、24/25 点が PTSD でない事例をスクリーニングするためのカットオフとなる点であるところ、原告は合計得点が 59 点で、カットオフをはるかに上回ったため、PTSD が強く示唆された。

- (4) 令和元年 8 月の初診後の同月 16 日に原告は再度収容され、同年 10 月 25 日に仮放免となり、同月 29 日に 2 回目の受信をした際は、折れた感を用いて自らの手首と右頸部を切るという自傷行為を行ったことが語られた。

令和 2 年 5 月 26 日の受診時に、入管収容中にシーツを使用して首を絞める行為。破った衣類を使用して首を絞める行為、プラスチック製のチョコレートの包装紙を飲み込む行為、トイレの便器に頭を入れて窒息しようとする行為があったこと、これら自傷行為についてあまり記憶がないことが語られた。

同年 9 月 22 日未明に両手首と右頸部を切り、国立国際医療研究センターへ搬送された。

同年 11 月 30 日に意識を失って渋谷警察署に保護された。

令和 3 年 3 月 11 日の受診時に、同月 6 日に入管収容中のスリランカ国籍女性が死亡した事件の報道に動揺し、薬剤 80 個を多量服用し、東京医療セ

ンターへ救急搬送された。

医師は、頻繁な自殺企図に対して外来通院で対処することが難しく、自殺汽水につながる可能性が高いと判断し、入院を検討した。同年 3 月 24 日、都立松沢病院の精神科に入院となった。入院時の同病院の診断は、PTSD、パーソナリティ障害だった。

### 3 因果関係

- (1) 被告は、本事件以前に、原告が自殺未遂や自傷行為をしたことがあることを理由に、原告の症状と原告が本事件で受けた被害との因果関係を否定する。
- (2) しかし、上記 2 (3) に記した多数の症状が、本事件以前にあったことを示す証拠はない。
- (3) 希死念慮、自傷行為、自殺未遂については、確かに本事件以前にも見られたが、妻から離婚を言い出されて悲観して自殺未遂をしたり、長期収容のストレスによって自傷に及ぶなどの、一応の動機が見出されるものだった。
- (4) これに対し、原告は本事件以後の自傷行為、自殺未遂について明確な記憶がない。また、例えば令和 3 年 3 月 11 日の受診時に、同月 6 日に入管収容中のスリランカ国籍女性が死亡した事件の報道に動揺し、薬剤 80 個を多量服用した事例などをみても、原告自身の悲観につながる事情がないのに、何の理由もなく突然に自殺未遂を行っている。渋谷警察に保護された際にも、動機が見当たらない（原告妻尋問調書 6 頁）。このことは、本事件以前の自殺未遂と異なっており（同人調書 8~9 頁、甲 31）、本事件以後の自殺未遂は、感情や判断によるのではなく、PTSD の症状としての行動と認められる。
- (5) 以上のとおり、原告の PTSD 症状と本事件による被害の因果関係は否定されない。

以上